

個人課税課情報	第1号	令和6年2月26日	国 税 庁 個 人 課 税 課
---------	-----	-----------	--------------------

令和6年能登半島地震により損害を受けた場合の所得税の取扱い（情報）

標題のことについては、雑損控除における損失額の合理的な計算方法、「令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律」（令和6年法律第1号）の概要及びその他の事項等を別冊のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。

別冊

令和6年能登半島地震により損害を受けた場合の所得税の取扱い(情報)

目 次

I	各種制度の概要	7
第1	所得税の減免措置等	7
1	所得税法の雑損控除及び災害減免法の概要	7
2	資産に係る損失の取扱い	9
3	能登半島震災の被災者に係る税制上の特例措置	11
(1)	雑損控除の特例	11
(2)	雑損失の繰越控除の特例	11
(3)	災害減免法による所得税の減免の特例	12
(4)	被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等	13
(5)	純損失の繰戻し還付の特例	14
(6)	純損失の繰越控除の特例	14
(7)	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の特例	19
(8)	被災代替資産等の特別償却	21
(9)	災害を受けたときの譲渡所得の特例	22
4	雑損控除の対象となる資産及び損失額の計算	24
5	見舞金等に関する取扱い	27
第2	予定納税額の減額申請、源泉徴収の徴収猶予	29
第3	納税の猶予	31
第4	申告・納付などの期限の延長	31
II	質疑応答編	33
第1	税制上の措置	33
1	能登半島震災の被災者に対する税制上の措置	33
2	申告期限の延長等	34
3	青色申告承認申請書の提出期限	34
4	指定地域外へ転出	35
5	申告期限の延長等（具体的な手続）	36
6	災害等のやんだ日	36
7	所得税法の雑損控除と災害減免法の税金の軽減免除の比較	37
第2	雑損控除（共通）	37
1	雑損控除の対象となる資産	37

2	雑損控除の対象となる資産（現金）	39
3	雑損控除の対象となる資産（自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅）	39
4	雑損控除の対象となる資産（車両）	40
5	雑損控除の対象となる資産（別荘）	41
6	雑損控除の対象となる資産（店舗併用住宅）	43
7	雑損控除の対象となる資産（住宅用土地）	43
8	雑損控除の対象となる資産（住宅用土地の評価損）	44
9	雑損控除の対象となる資産（業務の用に供する貸付不動産）	45
10	適用対象者（非居住者）	46
11	災害関連支出の意義	46
12	災害関連支出（住宅の修繕費用）	47
13	災害関連支出（修繕費の区分）	48
14	災害関連支出（損失額の合理的な計算方法による計算の取扱い）	49
15	災害関連支出（墓石等の復旧費用）	50
16	災害関連支出（住宅の取壊し費用・地盛り費用・住宅の建設費用）	51
17	災害関連支出（液状化による損失の原状回復費用）	52
18	災害関連支出（家財の搬出費用・アパートの家賃）	53
19	災害関連支出（宿泊費用）	53
20	災害関連支出（青空駐車場の土盛り費用）	54
21	損害を補てんする保険金等の範囲	55
22	保険金等の金額が確定していない場合	56
23	被災直前の価額	56
24	本体損失と災害関連支出の区分（屋根瓦の一部が落下した場合（住宅本体について大きな損害がなかった場合））	57
25	本体損失と災害関連支出の区分（屋根瓦の大半が落下した場合（住宅本体について大きな損害があった場合））	58
26	「り災証明書」の必要性	59
27	家財のみに被害を受けた場合の「り災証明書」	60
第3	雑損控除における損失額の合理的な計算方法	61
1	損失額の合理的な計算方法（適用対象）	61
2	損失額の合理的な計算方法（概要）	61
3	1㎡当たりの工事費用の補正適用	62
4	住宅の構造が2種類以上である場合	62

5	住宅の損失額を計算する場合の総床面積の考え方(1).....	63
6	住宅の損失額を計算する場合の総床面積の考え方(2).....	63
7	門及び塀の損壊による損失額.....	63
8	被害割合の適用（主要構造部の範囲）.....	64
9	住宅の被害が軽微であった場合の家財の損失額の計算.....	64
10	マンションの被害に対する考え方.....	65
11	共用部分の修繕費を「修繕積立金」から支払った場合の取扱い.....	65
12	「家族構成別家財評価額」の適用（同一世帯に収入のある者が複数いる場合）.....	66
13	「家族構成別家財評価額」の適用（18歳以上か否かの判定時期）.....	67
14	「家族構成別家財評価額」の適用（生計を一にする親族数の判定）.....	67
15	被災資産に係る減価償却費の計算（耐用年数の基本的な考え方）.....	68
16	被災資産に係る減価償却費の計算（中古資産の耐用年数の考え方）.....	69
17	被災資産に係る減価償却費の計算（償却可能限度額の考え方）.....	70
18	被害割合の考え方（居住の見込みがなくなった場合）.....	71
19	被害割合の考え方（地下階が浸水した場合）.....	71
20	被害割合の考え方（海水が流れ込んだ場合）.....	71
21	被害割合の考え方（損壊＋浸水の場合）.....	72
22	損失額の合理的な計算方法による計算と実額計算の併用.....	72
第4	災害減免法.....	73
1	災害減免法の適用.....	73
2	災害減免法と損失額の合理的な計算方法との関係.....	73
3	住宅又は家財の意義.....	74
4	扶養親族の所有する住宅.....	75
5	所得金額要件の判定.....	75
第5	雑損控除の特例等.....	76
1	能登半島震災の意義.....	76
2	雑損控除の能登税特法等の適用対象者.....	76
3	親族の判定時期.....	77
4	災害関連支出の支出時期.....	78
5	店舗併用住宅の取扱い.....	79
6	雑損失の繰越控除の特例の概要.....	80
7	更正請求書の提出により雑損控除の特例の適用を受ける場合の提出期限.....	82
8	源泉所得税の徴収猶予との関係.....	82

9	繰越雑損失に係る源泉所得税の徴収猶予との関係	83
第6	事業所得等の取扱い	84
1	事業用資産等に生じた損失	84
2	被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例の適用対象者	84
3	被災事業用資産の損失に含まれる災害関連支出	85
4	被災事業用資産の特例等の部分的選択	85
5	純損失の繰越控除の特例における一定の要件	86
6	被災事業用資産の損失と繰戻し還付請求	88
7	被災事業用資産の損失と繰戻し還付請求（死亡した方）	90
8	被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例等の会計処理	91
9	棚卸資産の寄附	92
10	補てんされる金額の取扱い	92
11	賃借権の放棄	93
12	損害賠償金の取扱い	93
13	農産物に生じた損失	94
14	未収穫農作物に係る損失の金額の計算	94
15	農業用固定資産が滅失した場合	95
16	農業用固定資産を修繕した場合	96
17	津波による田畑の被害	96
18	家畜の損失	97
19	畜産用固定資産の損失	97
20	畜産用固定資産の修繕	98
21	津波による牧場等の損失	98
22	漁船等の損失	99
23	漁船等の修繕費用	99
第7	住宅借入金等特別控除の取扱い	100
1	住宅借入金等特別控除の取扱い（居住の用に供することができなくなった場合）	100
2	住宅借入金等特別控除の取扱い（一時的に居住の用に供していない場合）	102
第8	義援金・見舞金等	103
1	災害義援金	103
2	災害義援金の募集に係る確認手続	104
3	見舞金を受け取った場合	106
4	日本赤十字社からの義援金の配分を受けた場合	106

5	災害見舞金に充てるための同業者団体等の分担金	107
第9	申告手続等	108
1	手続等を行う税務署	108
2	手続に必要なもの	108
3	添付書類が手もとにない場合	109
4	帳簿書類の喪失（所得税確定申告）	109
5	帳簿書類の喪失（青色申告の特典）	110
6	帳簿書類の喪失等（消費税仕入税額控除）	110
7	消費税の届出等に関する特例について	111
8	雑損控除の特例を受けるための手続	116
9	雑損控除の特例を受けるための申告書の記載方法	117
10	災害減免法の特例を受けるための申告書の記載方法	118
11	被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等を受けるための手続	119
12	被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等を受ける旨の記載方法	120
13	住宅借入金等特別控除の適用期間の特例・重複適用の特例の手続	121
14	納税証明書の手数料	123
Ⅲ	参 考 編	124
別表1	地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）【令和5年分用】	124
別表2	家族構成別家財評価額	125
別表3	被害割合表	125
◎	被災した住宅、家財等の損失額の計算書	126

＜省略用語例＞

この情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示します。

通法	国税通則法
所法	所得税法
消法	消費税法
措法	租税特別措置法
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
災害減免法	
能登税特法	令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律（令和6年法律第1号）
能登税特法附則	令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律附則
通令	国税通則法施行令
所令	所得税法施行令
措令	租税特別措置法施行令
耐令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令
災免令	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令
能登税特令	令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律施行令（令和6年政令第33号）
所基通	所得税基本通達
消基通	消費税法基本通達
相基通	相続税法基本通達
耐通	耐用年数の適用等に関する取扱通達
災免通	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（所得税関係）の取扱方について
措通	租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて

I 各種制度の概要

第1 所得税の減免措置等

1 所得税法の雑損控除及び災害減免法の概要

災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、所得税法に定める雑損控除の方法と、災害減免法に定める税金の軽減免除の方法のいずれか有利な方法を選択することによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

これらの概要は、次のとおりです。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産（棚卸資産、事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。）（所法 70③、72①、51①③）	住宅又は家財（災免法2）（※1、2）ただし、損害額（保険金などで補てんされる部分の金額を除きます。）が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額又は所得税の軽減額	<p>控除額は、次の①と②のうちいずれか多い方の金額</p> <p>① 差引損失額（※） ー所得金額の10分の1 ※ 差引損失額＝損害金額－保険金などで補てんされる金額</p> <p>② 差引損失額のうち災害関連支出（※）の金額－5万円 ※ 災害関連支出とは、災害に関連して支出した金額で災害により滅失した住宅、家財を除去するための支出、土砂その他の障害物を除去するための支出、原状回復のための支出をいいます（所令 206①②）。</p>	<p>軽減額は、次の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<p>○ 手続に際しては、能登半島震災に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書が必要です。</p> <p>○ 損失額が、その年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後3年間（※）に繰り越して各年の所得金額から控除できません（所法 71、71の2）。</p> <p>（※）令和6年能登半島地震は、令</p>	<p>○ 原則として、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限られます。</p> <p>○ 手続に際しては、「損失額の明細書」が必要です。</p>								

	<p>和5年4月1日以後に発生した特定非常災害に指定された災害であるため、同災害により生じた雑損失の金額は、5年間繰越の対象（通常：3年間）となります。</p>	
--	--	--

- ※1 災害減免法第2条に規定する「住宅」とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が常時起居する住宅をいい、必ずしも、生活の本拠であることを必要としません。例えば、2か所以上の家屋に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が常時起居しているときは、そのいずれも「住宅」となります。また、常時起居している住宅に附属する倉庫、物置等の附属建物は、「住宅」に含まれます（災免通2）。
- ※2 災害減免法第2条に規定する「家財」とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する家財で、日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます（災免通4）。

2 資産に係る損失の取扱い

資産に係る損失の取扱いについては、その種類等の別に応じて、次のとおりとなります。

	資産の種類	損失の発生事由	損失の取扱い	翌年以後への繰越等	損失等の評価		
所得税法の規定	固定資産	(1) 不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき事業の用に供される資産(事業用資産)	取壊し、除却、滅失(損壊による価値の減少を含む。)その他の事由	損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51①)。	1 青色申告者の場合、その年に純損失が生じたときはその純損失の金額は、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間(※)に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法 70①、140)。 2 白色申告者の場合、その年に純損失が生じ、かつ、その純損失の金額のうちに被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は翌年以後3年間(※)に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法 70②)。	1 その資産の取得費等を基礎として計算する。 2 家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産については、償却費の累積額又は減価の額を控除して計算する。 3 昭和27年12月31日以前から引き続き所有している資産の取得費等については、昭和28年1月1日における相続税評価額に置きかえる。 4 保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額は除かれる(所法 51、62、所令 142、143、178)。	
		(2) 生活に通常必要でない資産	災害、盗難、横領	損失の生じた日の属する年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除される(所法 62)。	損失の生じた日の属する年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除しきれない部分の金額は、その翌年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除される(所法 62)。		
			災害、盗難、横領以外の事由	課税上、考慮されない。			
	繰延資産	繰延資産	(3) 不動産所得、雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産(1)(2)及び(6)に該当するものを除く)	災害、盗難、横領	1 損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額(その損失の金額を必要経費に算入しないで計算した金額)を限度としてその年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51④)。 又は、 2 雑損控除として、損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除される(所法 72)。	1 なし 2 損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除しきれなかった部分の金額は、雑損失の金額としてその年の翌年以後3年間(※)に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法 71)。	1 固定資産の事業用のもの場合と同じ。 2 (1) 損失の生じた日の価額により計算する。 (2) 保険金、損害賠償金等により補てんされるものは除かれる(所法 72、所令 206)。
				災害、盗難、横領以外の事由	損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額(その損失の金額を必要経費に算入しないで計算した金額)を限度としてその年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51④)。	なし	固定資産の事業用のもの場合と同じ。

	(4) 上記以外の資産(業務に係るものを除く)	災害、盗難、横領	雑損控除として、損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除される(所法72)。	損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除しきれなかった部分の金額は、雑損失の金額としてその年の翌年以後3年間(※)に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法71)。	1 損失の生じた日の価額により計算する。 2 保険金、損害賠償金等により補てんされるものは除かれる(所法72、所令206)。
		災害、盗難、横領以外の事由	課税上、考慮されない。		
	(5) 棚卸資産	事由を問わない	損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法37、47、所令104)。	固定資産の事業用のものの場合と同じ。	期末棚卸資産の評価を通じて計算する(所法47)。ただし、棚卸資産の災害による損失を翌年以後に繰り越す場合における損失額は、被災直後の取得価額を基として計算する(所法70②)。
	(6) 山林	災害、盗難、横領	損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法51③)。	同上	固定資産の事業用のものの場合と同じ。
災害減免法の規定	住宅及び家財	災害	○所得金額の合計額が500万円以下の場合 …所得税全額免除 ○500万円を超え750万円以下の場合 …所得税50%軽減 ○750万円を超え1,000万円以下の場合 …所得税25%軽減(災免法2)	なし	1 損失の生じた日の価額により計算する。 2 保険金、損害賠償金等で補てんされるものは除かれる。(災免令1)

(※) 令和6年能登半島地震は、令和5年4月1日以後に発生した特定非常災害に指定された災害であるため、当該災害により生じた損失に係る一定の金額については、これらの繰越期間は5年間となります(所法70の2、71の2)。詳しくは、下記「3 能登半島震災の被災者に係る税制上の特例措置」(2)及び(6)を参照してください。

3 能登半島震災の被災者に係る税制上の特例措置

令和6年能登半島地震災害（以下Ⅰにおいて「能登半島震災」といいます。）の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例を定めた「令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律（令和6年法律第1号）」が令和6年2月21日に公布・施行されました（能登税特法1、2）。

（注） 「令和6年能登半島地震災害」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいいます（能登税特法2①）。

この能登税特法及び所得税法等の規定に基づき、所得税関係では次の特例が適用されます（※）。

（※） 能登半島震災は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定されています（以下、同項の規定により指定された特定非常災害を単に「特定非常災害」といいます。）ので、特定非常災害に係る所得税法及び租税特別措置法の特例規定の適用があります。

(1) 雑損控除の特例

イ 概要

住宅や家財などについて能登半島震災により生じた損失の金額について、納税者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和5年分の所得税において雑損控除の規定を適用することができることとされました（能登税特法3、所法72）。

（注1） 損失の金額には、能登半島震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。また、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額は差し引きます。

（注2） この特例により令和5年分の所得税において適用を受けた雑損控除に係る損失の金額は、令和6年分の所得税については、令和6年において生じなかったものとみなされます。

ロ 手続

この特例の適用を受ける場合には、令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨の記載をしなければなりません。

また、この法律の施行の日（以下「施行日」といいます。）前に令和5年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から5年間、この特例の適用を受けるための更正の請求をすることができます（能登税特法附則2）。

(2) 雑損失の繰越控除の特例

能登半島震災は、令和5年4月1日以後に発生した特定非常災害に該当するため、能登半島震災による雑損失の金額については、繰越控除の期間が5年間（通常：3年間）とされます（所法71、71の2）。

(3) 災害減免法による所得税の減免の特例

イ 概要

住宅又は家財について能登半島震災により甚大な被害を受けた方で、上記(1)の雑損控除の特例の適用を受けない場合には、その方の選択により、その被害を令和5年において受けたものとして、災害減免法の規定による税金の軽減免除の規定を適用することができることとされました(能登税特法7、災免法2)。

(注) この特例により、令和5年分の所得税において災害減免法の適用を受けたときは、令和6年分の所得税については、令和6年において能登半島震災による被害を受けなかったものとみなされます。

ロ 手続

この特例の適用を受ける場合には、令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載しなければなりません(能登税特令9)。

また、施行日前に令和5年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から5年間、この特例の適用を受けるための更正の請求をすることができます(能登税特法附則2)。

(4) 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等

- イ 棚卸資産について能登半島震災により生じた損失の金額（以下「**棚卸資産震災損失額**」といいます。）について、納税者の選択により、令和5年において生じたものとして、令和5年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入できることとされました（能登税特法4①）（注1・2）。
- ロ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき**事業の用**に供される固定資産について、能登半島震災により生じた損失の金額（以下「**固定資産震災損失額**」といいます。）については、納税者の選択により、令和5年分において生じたものとして、令和5年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（能登税特法4②、所法51①）（注2・3）。
- ハ 山林について能登半島震災により生じた損失の金額（以下「**山林震災損失額**」といいます。）について、納税者の選択により、令和5年分において生じたものとして、令和5年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（能登税特法4③、所法51③）（注2・3）。
- ニ 不動産所得若しくは雑所得を生ずべき**業務の用**に供され、又はこれらの所得の基因となる資産について能登半島震災により生じた損失の金額（以下「**業務用資産震災損失額**」といいます。）について、納税者の選択により、令和5年分において生じたものとして、令和5年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（能登税特法4④、所法51④）（注2・3）。
- ホ 手続

上記イからニまでの特例の適用を受ける場合には、令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨及びこれらの規定により必要経費に算入される金額を記載しなければなりません（注4）。

（注1） 棚卸資産震災損失額には、能登半島震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、棚卸資産震災損失額のうち保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額は令和5年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされました（能登税特令4②）。

（注2） この特例により令和5年分の必要経費に算入した棚卸資産震災損失額、固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額は、令和6年分の所得税については、令和6年において生じなかったものとみなされます。

（注3） 固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額には、能登半島震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、これらの損失額について、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引きます。

（注4） 施行日前に令和5年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から5年間、この特例の適用を受けるため更正の請求をすることができます（能登税特法附則2）。

(5) 純損失の繰戻し還付の特例

青色申告者が、能登半島震災により生じた損失の金額を、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例（上記(4)イからハマで）を適用して、令和5年分の事業所得の金額等の計算上必要経費に算入した場合に、令和5年において純損失の金額が生じたときは、被災事業用資産の損失も含めて、令和4年分の所得への繰戻し還付ができます（能登税法4、所法140、142）。

この特例の適用を受ける場合には、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例の適用を受けるための確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出と同時に、繰戻し還付請求書を提出しなければなりません（能登税特令6）。

(6) 純損失の繰越控除の特例

能登半島震災は、令和5年4月1日以後に発生した特定非常災害に該当するため、下記のとおり、純損失の繰越控除の特例（所法70の2）の適用があります。

イ 事業資産特定災害損失額又は不動産等特定災害損失額を有する方の特定非常災害発生年（令和6年）において生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものの繰越期間が5年間（通常：3年間）とされます（所法70、70の2）（注1）。

① その有する事業用資産等（土地等を除きます。）のうちに、事業資産特定災害損失額又は不動産等特定災害損失額の占める割合が10%以上である方…次に掲げる純損失の金額

i 青色申告者…特定非常災害発生年分（能登半島震災の場合には、令和6年分）の純損失の金額（以下「**特定非常災害発生年純損失金額**」といいます。）

ii 白色申告者…特定非常災害発生年分（能登半島震災の場合には、令和6年分）の純損失の金額のうち、次の金額の合計額に達するまでの金額（以下「**特定非常災害発生年特定純損失金額**」といいます。）

(a) 変動所得の計算上生じた損失の金額

(b) 被災事業用資産の損失の金額

② ①以外の方…被災純損失金額（注2）

（注1） 「**事業資産特定災害損失額**」とは、その方の棚卸資産特定災害損失額及び事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額の合計額をいい、「**不動産等特定災害損失額**」とは、その者の不動産所得又は山林所得の事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額の合計額をいいます（所法70の2④二、四）。

事業用資産特定災害損失額及び不動産等特定災害損失額には、特定非常災害に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、これらの損失額について、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引きます。

（注2） 「**被災純損失金額**」とは、その年において生じた純損失の金額のうち、被災事業用資産特定災害損失合計額に達するまでの金額をいいます（所法70の2④一）。

被災事業用資産特定災害損失合計額とは、棚卸資産特定災害損失額、固定資産特定災害損失額及び山林特定災害損失額の合計額（上記① ii (a) の損失の金額に

該当するものを除きます。)をいいます。

ロ 特定非常災害発生年以外の年において次のような場合に生じる被災純損失金額について、繰越期間が5年間とされます。

- ① (4)イからハまでの特例を適用して令和5年において能登半島震災による損失の金額が生じたものとした場合に、令和5年において生じた被災純損失金額
- ② 特定非常災害発生年以外の年において特定非常災害に関連したやむを得ない支出をした場合に生じた損失の金額により、その年において生じた被災純損失金額

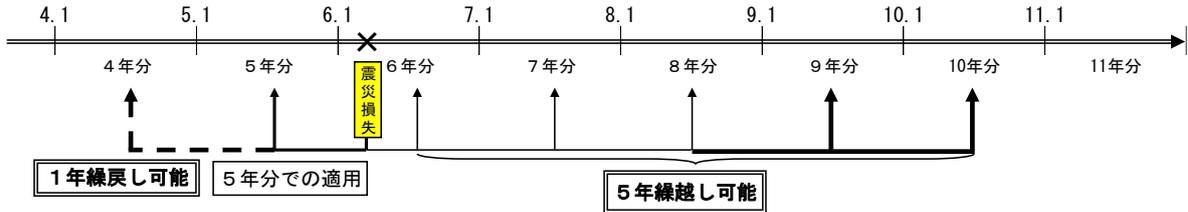
【参考：所得税法における純損失の繰越控除の制度（特定非常災害に係る純損失以外の場合）】

- 1 確定申告書を提出する居住者の青色申告書を提出した年において生じた純損失の金額がある場合には、その純損失の金額に相当する金額（純損失の繰戻しによる還付により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。）は、その年分の翌年以後3年間繰り越すことができます（所法70①）。
- 2 確定申告書を提出する居住者のその年において生じた純損失の金額（上記1の適用を受けるもの及び純損失の繰戻しによる還付により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。）のうち、次に掲げる損失の金額がある場合には、その損失に係る純損失の金額に相当する金額は、その年分の翌年以後3年間繰り越すことができます（所法70②）。
 - i 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額
 - ii 被災事業用資産の損失の金額

【イメージ】

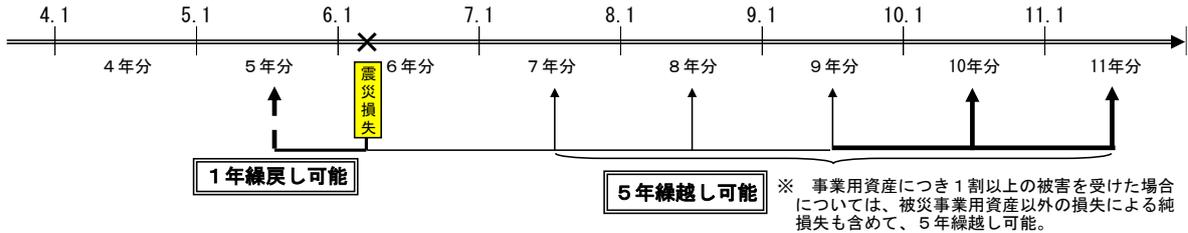
青色申告者の場合

【能登税特法第4条を適用する場合の令和5年分震災損失】



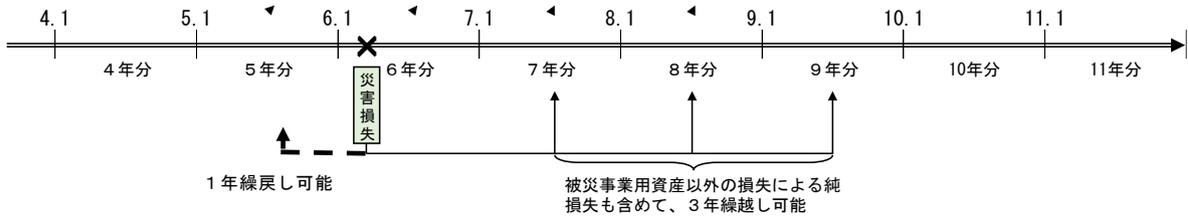
※ この場合、5年分での適用を選択した震災損失については、令和6年において生じなかったものとみなす。
 なお、事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合の令和6年分の純損失の金額については、5年（令和11年分まで）繰越し可能。

【能登税特法第4条を適用しない場合の令和6年分震災損失】



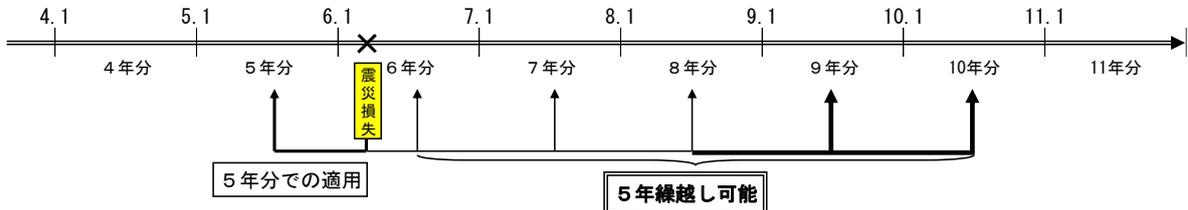
※ 事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合については、被災事業用資産以外の損失による純損失も含めて、5年繰越し可能。

※参考【特定非常災害以外の災害による損失】



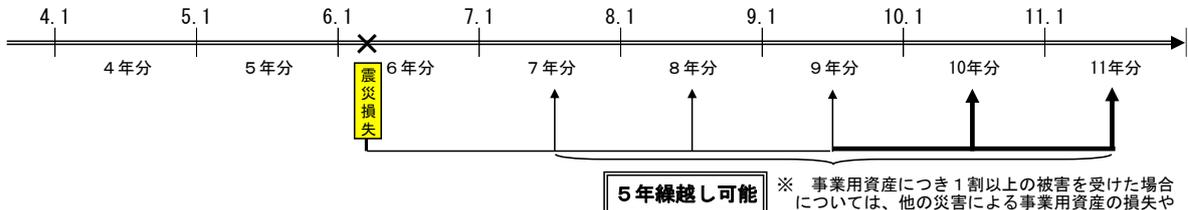
白色申告者の場合

【能登税特法第4条を適用する場合の令和5年分震災損失】



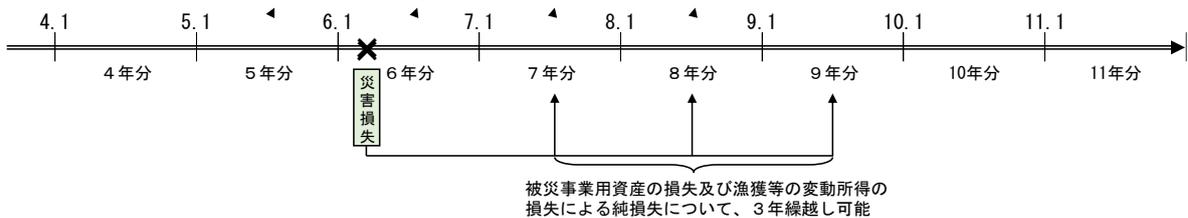
※ この場合、5年分での適用を選択した震災損失については、令和6年において生じなかったものとみなす。
 なお、事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合の令和6年分の純損失の金額のうち災害（特定非常災害以外の他の災害も含む。）による事業用資産の損失や漁獲等の変動所得の損失による部分については、5年（令和11年分まで）繰越し可能。

【能登税特法第4条を適用しない場合の令和6年分震災損失】



※ 事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合については、他の災害による事業用資産の損失や漁獲等の変動所得の損失による純損失も含めて、5年繰越し可能。

※参考【特定非常災害以外の災害による損失】



【参考1】令和6年において生じた純損失の金額の繰越期間の特例【所法70の2①～③】

	令和6年分の 申告の態様	青色申告者の場合 (所法70の2①)	白色申告者の場合 (所法70の2②)
要件を満たす 方(注1)	損失の 繰越期間	対象となる純損失の金額	
	5年間 (注2)	特定非常災害発生年純損失金額 (注3)	特定非常災害発生年特定純損失金額 (注3)
要件を満たさ ない方	令和6年分の 申告の態様	青色申告者・白色申告者の場合 (所法70の2③)	
	損失の 繰越期間	対象となる純損失の金額	
	5年間	A：令和6年の被災純損失金額(注3)	
	3年間	繰越控除の対象となる純損失の金額(注4)のうち、 A以外の純損失の金額	

(注1) 要件を満たす方とは、上記(6)イ①の要件を満たす者をいいます。

(注2) 要件を満たす方については、上記(6)イの特例により、所得税法に基づき繰越控除の対象となっている純損失の金額に対する繰越期間が、3年間から5年間に延長されることとなります。なお、繰越控除の対象となる純損失の金額の範囲は、その純損失の生じた年において青色申告者である場合と白色申告者である場合とで異なっていることから、対象となる金額が「特定非常災害発生年純損失金額」と「特定非常災害発生年特定純損失金額」とに区分されています。

(注3) 「特定非常災害発生年純損失金額」、「特定非常災害発生年特定純損失金額」、「被災純損失金額」は、それぞれ上記(6)の純損失の金額をいいます。

(注4) 繰越控除の対象となる純損失の金額の範囲は、その純損失の生じた年において青色申告者である場合と白色申告者である場合とで異なっています(所法70①②)。前記【参考：所得税法における純損失の繰越控除の制度(特定非常災害に係る純損失以外の場合)】を参照してください。

【参考2】(4)の被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例を適用した場合【所法70の2①~③】

要件を満たす方	令和6年分の 申告態様		青色申告者の場合 (所法70の2①)	白色申告者の場合 (所法70の2②)
	損失 発生年	繰越 期間	対象となる純損失の金額	
	令和 5年	5年間	A:令和5年の被災純損失金額	B:令和5年の被災純損失金額
		3年間	繰越控除の対象となる純損失の金額のうち、A以外の純損失の金額	繰越控除の対象となる純損失の金額のうち、B以外の純損失の金額
令和 6年	5年間	特定非常災害発生年純損失金額	特定非常災害発生年特定純損失金額	
要件を満たさない方	令和6年分の 申告態様		青色申告者・白色申告者の場合 (所法70の2③)	
	損失 発生年	繰越 期間	対象となる純損失の金額	
	令和 5年	5年間	C:令和5年の被災純損失金額	
		3年間	繰越控除の対象となる純損失の金額のうち、C以外の純損失の金額	
令和 6年	5年間	D:令和6年の被災純損失金額		
	3年間	繰越控除の対象となる純損失の金額のうち、D以外の純損失の金額		

(注) 【参考1】(注1)から(注4)までを参照してください。

(7) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の特例

イ 適用期間の特例

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける家屋(以下「従前家屋」といいます。)が、能登半島震災により居住の用に供することができなくなった場合、令和6年分以後の適用期間内においても、この控除を引き続き受けることができます(措法41⑳)。ただし、次に掲げる年以後の各年を除きます。

- ① 従前家屋若しくはその敷地の用に供されていた土地等又はその土地等に新たに建築した建物等を事業の用若しくは賃貸の用又は親族等に対する無償による貸付けの用に供した場合(災害に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する従前家屋をその災害により居住の用に供することができなくなった者(以下「再建支援法適用者」といいます。))が土地等に新築等をした家屋について、住宅借入金等特別控除等の適用を受ける場合を除きます。)における事業の用若しくは賃貸の用又は貸付けの用に供した日の属する年
- ② 従前家屋又はその敷地の用に供されていた土地等を譲渡し、その譲渡について居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除又は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける場合における譲渡の日の属する年
- ③ 災害により従前家屋を居住の用に供することができなくなった者(下記「ロ 重複適用の特例」の適用を受けられる被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は除きます。)が新たに取得等をした家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受けた年

ロ 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市区町村(※)の区域内に所在する住宅用家屋を、能登半島震災により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除又は認定住宅等新築等特別税額控除を、重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、従前家屋及び新たに再取得等をした住宅用家屋について、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要な書類のほか、被災の事実等を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

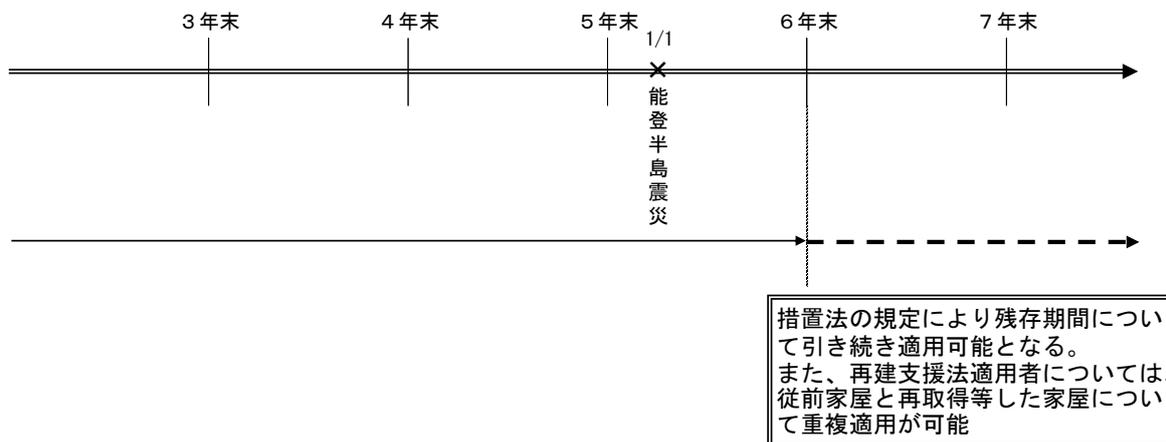
- ・ 従前家屋の被害の状況等を証する書類(り災証明書)(写し可)
- ・ 従前家屋の登記事項証明書(滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書)(原本)

※ 石川県内全域、富山県内全域、新潟県新潟市(令和6年2月2日現在)

【参考：租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて（法令解釈通達）における取扱い】

災害により家屋の一部が損壊し、その損壊部分の補修工事等のため一時的に居住の用に供しない期間がある場合には、このような期間も引き続き居住の用に供しているものとして取り扱われます（措通 41-2(2)）。

【住宅借入金等特別控除の適用関係（イメージ）】



(8) 被災代替資産等の特別償却

能登半島震災は、特定非常災害に該当するため、令和6年1月1日から令和11年1月1日までの間に、能登半島震災により事業の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）、構築物若しくは機械及び装置に代わる一定のものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいいます。以下同じです。）をして、これを事業の用（機械及び装置にあつては、貸付けの用を除きます。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した減価償却資産をその事業の用に供した場合を除きます。）又は建物、構築物若しくは機械及び装置減価償却資産の取得等をして、これを被災区域（能登半島震災に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。）及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該個人の事業の用（機械及び装置にあつては、貸付けの用を除きます。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除きます。）には、これらの減価償却資産（以下「被災代替資産」といいます。）の取得価額に、次の区分ごとに、次の償却率を乗じた金額の特別償却ができます（措法11の2）。

この適用を受ける場合には、確定申告書に特別償却により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、被災代替資産等の償却費の額の計算に関する明細書を添付しなければなりません。

取得等の時期 被災代替 資産等の区分	令和6年1月1日から 令和9年1月1日まで の間	令和9年1月2日から 令和11年1月1日まで の間
(1) 建物又は構築物	15% (18%)	10% (12%)
(2) 機械及び装置	30% (36%)	20% (24%)

※ かつこ内は中小企業者等（「常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人」をいいます。）が取得等をする場合の償却率です。

(9) 災害を受けたときの譲渡所得の特例

イ 買換資産等の取得期限等の延長に関する特例

各種譲渡所得の特例の適用を受けている場合で、特定非常災害（注）に基因するやむを得ない事情により買換資産等の取得等をすべき期間内に買換資産等の取得等が困難になった場合で、一定の手続を経た場合には、買換資産等の取得等をすべき期間を延長することができます。

（注） 能登半島震災は、特定非常災害に指定されています。

(イ) 対象となる譲渡所得の特例

- ① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 31 の 2）
- ② 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法 33）
- ③ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法 33 の 2）
- ④ 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 36 の 2）
- ⑤ 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法 37）
- ⑥ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法 37 の 5）
- ⑦ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の 5）

(ロ) 延長期間

所轄税務署長の承認等一定の要件の下、その買換資産等の取得等をすべき期間を 2 年の範囲で（(イ) ①については 2 年の範囲で所轄税務署長が認定した日の属する年の 12 月 31 日まで）延長することができます。

(ハ) いずれの特例の場合も、一定の期限までに必要書類を添付した「延長承認申請書（特定非常災害用）」を所轄税務署長に提出する必要があります。

ロ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等

次に掲げる土地等が次に定める事業の用に供するために地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構（土地開発公社を含みます。）に買い取られ、対価を取得する場合において、「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」（措法 33）又は「収用交換等の場合の 5,000 万円特別控除」（措法 33 の 4）の適用を受けることができます。

(イ) 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等 公共施設の整備改善に関する事業

(ロ) 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が住宅被災市町村の区域において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等 その第二種市街地再開発事業

ハ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

その有する土地等で被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、その土地等に係る換地処分により、代替住宅等を取得したときは、取得価額の引継ぎ等により課税を繰り延べる等の措置の適用を受けることができます（措法 33 の 3）。

ニ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除

被災市街地復興推進地域内にある土地等が次に掲げる場合に該当することとなった場合には、「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」(措法34の2)の適用を受けることができます。

(イ) 被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合

(ロ) 被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分によりその事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合

ホ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

その有する土地等で所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合において、その譲渡が土地開発公社に対する次に掲げる土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構の施行するそれぞれ次に定める事業の用に供されるものであるときは、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」(措法31の2)の適用を受けることができます。

(イ) 被災市街地復興推進地域内にある土地等 被災市街地復興土地区画整理事業

(ロ) 住宅被災市町村の区域内にある土地等 第二種市街地再開発事

へ 上記イからホまでの延長措置及び手続については、詳しくは、「[災害に関する税制上の措置について\(譲渡所得関係\)](#)」をご覧ください。

4 雑損控除の対象となる資産及び損失額の計算

(1) 雑損控除の対象となる資産の範囲

雑損控除の対象となる資産は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が有する生活に通常必要な住宅や家財などの資産です（所法 72①）。

なお、次に掲げる資産は雑損控除の対象とはなりません。

イ 生活に通常必要でない資産等（所令 25、178）

① 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産

② 居住の用に供しない住宅で主として趣味、娯楽又は保養の用に供するもの、その他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産

③ 1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう及び美術工芸品並びに生活に通常必要でない動産

ロ 棚卸資産

ハ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産、繰延資産

ニ 山林

(2) 損失額の計算

損失額は、その損失が生じた時の直前におけるその資産の価額（被災直前の資産の時価又は取得費）を基として計算します（所令 206③）。

（注） 保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。

災害に関連して支出した金額で、原状回復のための支出の部分の額と資本的支出の部分の額とに区分することが困難なものについては、その支出した金額の30%に相当する額を原状回復のための支出の部分の額とし、残余の額（70%に相当する額）を資本的支出の部分の額とすることができます（所基通 72-3）。

【損失額の合理的な計算方法】

能登半島震災により損害を受けた資産について、個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の計算方法（以下「損失額の合理的な計算方法」といいます。）により計算して差し支えありません。

ただし、損失額の合理的な計算方法による損失額が実態にそぐわない場合には、個々の具体的事案に妥当する損失額となるよう計算を行います。

損失額の合理的な計算方法の概要は次のとおりです。

なお、具体的な計算に当たっては、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」（Ⅲ参考編参照）を用いてください。

イ 損失の金額計算に当たっての資産の区分

損失の金額は、次の資産の区分に応じ計算します。

① 住宅

② 家財（家具、什器、衣服、書籍、暖房装置、冷房装置などの生活に通常必要な動産で、

③を除きます。）

③ 車両

ロ 住宅に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

住宅の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注1) 減価償却費の計算における耐用年数については、所得税法施行令第85条（非事業用資産の減価の額の計算）の規定に準じて、住宅等の種類に応じた耐用年数を1.5倍した年数により旧定額法により計算します（以下同じです。）。

(注2) 保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります（以下同じです。）。

(注3) 被害割合については、被害状況に応じて、Ⅲ参考編の別表3「被害割合表」により求めた被害割合とします（以下同じです。）。

(注4) 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます（以下同じです。）。

② ①以外の場合

住宅の所在する地域及び構造の別により、Ⅲ参考編の別表1「地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）」により求めた住宅の1㎡当たりの工事費用に、その住宅の総床面積（事業用部分を除きます。）を乗じた金額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = [(\text{1㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

(注1) Ⅲ参考編の別表1「地域別・構造別の工事費用表」について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えありません。

(注2) Ⅲ参考編の別表1「地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）」は、令和5年分用のものですが、能登半島震災により生じた損失額の合理的な計算に当たっては、令和6年分用が公開されるまでの間、令和5年分用を用いて計算して差し支えありません。

ハ 家財に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

各家財の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② ①以外の場合

家族構成等の別によりⅢ参考編の別表2「家族構成別家財評価額」により求めた家族構成別家財評価額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

二 車両に対する損失額の計算

生活に通常必要な車両に限り、その車両の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用していることなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

5 見舞金等に関する取扱い

(1) 個人が見舞金、災害義援金等を受け取った場合

個人が支払を受ける見舞金や災害義援金等（以下「見舞金等」といいます。）で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては、課税しないものとされています（所法 9①十七、十八、所令 30、所基通 9-23、相基通 21 の 3-9）。

見舞金等は、一般的には、損失の金額の補てんに充てられる「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」には含まれませんが、見舞金等の名称で支払を受け取る金品であっても、雑損控除又は災害減免法による税金の軽減免除の適用対象となる資産（以下「対象資産」といいます。）の損失の金額を補てんする目的で支払われるものについては、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」に含まれることとなります。

なお、次の①又は②に掲げるものは、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」に含まれるものとして取り扱われます（所基通 51-6、72-6）。

- ① 損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける見舞金
- ② 資産の損害の補てんを目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金

(注) 被災者生活再建支援法に基づき支払を受ける被災者生活再建支援金、石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金の支給に関する要綱に基づき支払を受ける臨時特例給付金については、損害を補てんするための保険金、損害賠償金等に当たらないものとして取り扱っています。

令和 6 年 3 月 29 日改訂

(2) 個人が災害義援金を支出した場合

災害救助法の適用区域の被災者のために、日本赤十字社や新聞・放送等の報道機関等の募金団体が災害義援金の募集を行った場合において、その募金団体に拠出した災害義援金が最終的に地方公共団体が組織する災害義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるときは、その災害義援金は国等に対する寄附金に該当します（所基通 78-5）。

したがって、個人が災害義援金を支出した場合、その支出した金額について寄附金控除の対象となります（所法 78）。

なお、寄附金控除を受けるためには、寄附したことを証する書類を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

この寄附したことを証する書類は、例えば、次のものが該当します。

- ① 県災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
- ② 日本赤十字社等が発行する受領証又は募金団体の預り証
- ③ 郵便振替で支払った場合の半券（受領証）（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限ります。）
- ④ 銀行振込みで支払った場合の振込票の控え（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限ります。）

※ ③、④の場合、募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなど、

義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料を、その半券(受領証)やその振込票の控えと併せて確定申告書に添付又は確定申告書提出の際に提示してください。

なお、日本赤十字社の「令和6年能登半島震災地震災害義援金」口座への寄附金については募金要綱等は不要です。

第2 予定納税額の減額申請、源泉徴収の徴収猶予

所得税法の雑損控除や災害減免法による税金の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、能登半島震災が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の源泉所得税などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。

○ 予定納税額の減額申請

イ 令和6年分の予定納税額の減額申請の場合

令和6年6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として令和6年7月31日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください（所法111①）。

【参考：予定納税額からの定額減税額の控除について】

令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る定額減税額に相当する金額（30,000円）が控除されます。

また、予定納税額の減額申請の手続により、第1期分予定納税額及び第2期分予定納税額（11月）について、同一生計配偶者等に係る定額減税額に相当する金額の控除の適用を受けることができます。

さらに、定額減税額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額から控除します。

ロ 令和7年分以後の年分の予定納税額の減額申請の場合

その年の6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則としてその年の7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください（所法111①）

○ 給与所得者等の源泉所得税の徴収猶予など

次のいずれにも該当するときは、所得金額の見積額に応じて給与、公的年金等及び報酬等の源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます（災免法3）。

① 住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること

② その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下であること

なお、上記①及び②に該当しない場合であっても、損害額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する源泉所得税が徴収猶予されます。

【手続】

イ 徴収猶予

徴収猶予の申請書を災害を受けた日以後、最初に給与又は公的年金等の支払を受ける日の前日までに勤務先又は公的年金等の支払者を經由して、所轄税務署長に提出してください（災免令4）。

（注1） 能登半島震災による住宅・家財について甚大な被害を受けたことから災害減免法の規定により令和6年分の給与等・公的年金等・報酬料金等について源泉所得税の徴収猶予の適用を受けていた方が、能登税特法の規定により能登半島震災により生じた損失の金額を令和5年分において雑損控除の適用を受けるための確定申告書、修正申告書（以下「確定申告書等」といいます。）を提出した場合、又は令和5年に

において雑損控除の特例の適用を受けるために更正請求書を提出した方が更正を受けた場合には、その提出日又はその更正に係る更正通知書の送達があった日において令和6年の給与等・公的年金等・報酬料金等について受けていた徴収猶予は終了することとされています。

(注2) 能登半島震災による損失額を令和5年分の所得税で雑損控除の適用を受けた場合において特定雑損失の金額が生じ、令和6年分以後の年分において繰越控除の適用を受けることができるようなときは、引き続き令和6年分の給与等・公的年金等・報酬料金等についての源泉所得税の徴収猶予の適用を受けることができる場合があります。

ロ 還付

還付申告書に、還付を受けようとする税額が徴収済みである旨の勤務先等の証明書を添えて、所轄する税務署長に提出してください(災免令5)。

(注) 報酬等については、還付の適用はありません。

第3 納税の猶予

能登半島震災により、財産に相当の損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な納税者については、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、国税の全部又は一部の納税を猶予することができるとされています（通法46）。

イ 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

① 損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税……納期限から1年以内

② 所得税の予定納税や消費税の中間申告分……確定申告書の提出期限まで

（注）①、②とも災害のやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。

ロ 既に納期限の到来している国税で一時に納付することができないと認められる国税……1年以内

（注1） 上記猶予期間中に納付することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、さらに原則として1年以内の期間に限り、申請により猶予期間の延長を受けることができます。

（注2） 上記のほか、国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等の一定の事由がある場合には、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予を受けることができます。

第4 申告・納付などの期限の延長

能登半島震災により、国税に関する申告・納付などをその期限までにすることができないと認められる場合には、所轄の税務署長等は、その理由がやんだ日から2か月以内に限り、申告・納付などの期限を延長することができるとされています（通法11）。

これには、地域指定による場合と個別指定による場合があります。

イ 地域指定

令和6年1月12日付国税庁告示第1号により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、富山県及び石川県に国税の納税地を有する方に係るもの（その方の納付すべき国税に係る期限については、その国税の納税地がその前記地域にあるものに限ります。）で、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限が延長されています。

（注） 延長される期限は、別途指定されることとなります。

※ 詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

ロ 個別指定

イの地域指定されていない場合、納税地を所轄する税務署長に対し、災害等のやんだ日から相当の期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出すれば、税務署長等が指定した日（災害等のやんだ日から2か月以内）まで期限が延長されます。

（注） 「災害等のやんだ日」とは、客観的にみて、申告・納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日となりますが、例えば、次のような日をいいます。

- (1) 災害により直接被災した場合には、災害が引き続き発生するおそれなくなり、その復旧に着手できる状態になった日
- (2) 交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日

Ⅱ 質疑応答編

第 1 税制上の措置

1 能登半島震災の被災者に対する税制上の措置

問 令和 6 年能登半島地震災害により資産に損害を受けた方に対する税制上の措置にはどのようなものがありますか。

(答)

令和 6 年能登半島地震災害（令和 6 年 1 月 1 日において発生した令和 6 年能登半島地震による災害をいいます。以下「能登半島震災」といいます。）により資産に損害を受けた個人の方に対する税制上の措置の主なものは次のものがあります。

(1) 所得税の減免措置

イ 所得税の雑損控除及び災害減免法の税金の軽減免除の適用

詳細は、前記 I 第 1 の 1 のとおりです。

ロ 能登税特法等による能登半島震災の被災者に係る税制上の特例措置の適用

能登税特法等による能登半島震災の被災者に係る所得税関係の特例措置には、以下のものがあります。

詳細は、前記 I 第 1 の 3 のとおりです。

- ① 雑損控除の特例
- ② 雑損失の繰越控除の特例
- ③ 災害被災者に対する所得税の減免の特例
- ④ 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等
- ⑤ 純損失の繰越控除の特例
- ⑥ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間に係る特例・重複適用の特例
- ⑦ 被災代替資産等の特別償却
- ⑧ 災害を受けたときの譲渡所得の特例

(2) 納税の猶予

詳細は、前記 I 第 3 のとおりです。

(3) 申告・納付などの期限の延長

詳細は、前記 I 第 4 のとおりです。

【法令等】

所法 72、能登税特法 2、前記 I を引用したものについては引用元参照

2 申告期限の延長等

問 個人の納税者において期限が延長されるものにはどのようなものがありますか。

(答)

次のような期限が延長されます。

- (1) 所得税・消費税の申告（中間申告を含む。）及び納付期限
- (2) 予定納税の納付期限・減額承認申請期限
- (3) 法定調書の提出期限
- (4) 源泉所得税の納付期限
- (5) 青色申告承認申請書の提出期限
- (6) 更正の請求期限 など

【法令等】

通法 11

3 青色申告承認申請書の提出期限

問 令和6年分から青色申告をしようとする場合、青色申告承認申請書はいつまでに提出できますか。

(答)

青色申告をしようとする方は、開業等の場合を除き、青色申告を始めようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出することになっています。

ところで、能登半島震災により、国税に関する申告・納付などの期限が地域指定又は個別指定により延長される場合には、この青色申告承認申請書の提出期限も同様に延長されることになります。

したがって、地域指定又は個別指定により延長された期限が、青色申告承認申請書の提出期限になります。

(注) 青色申告をする方は、日々の取引の状況を記録し、また、取引に伴って作成したり受け取ったりした書類を保存する必要があります。

【法令等】

通法 11、所法 144

4 指定地域外へ転出

問 能登半島震災により住所地を含む地域が申告・納付等の期限の延長される地域として指定されましたが、現在は、転居をして、その指定地域外に居住しています。この場合、申告期限等の延長は受けられますか。

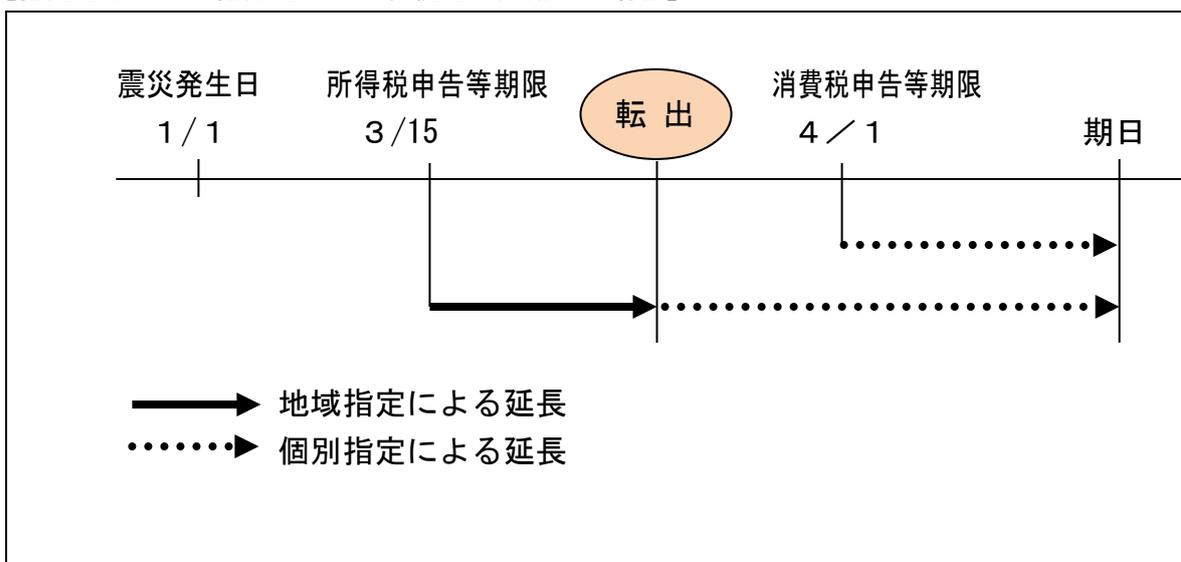
(答)

国税通則法に規定する地域指定により延長される申告・納付等の期限は、指定地域内に納税地がある国税に関するものに限られるため、例えば、納税者の方が指定地域外へ転出された場合には、転出後に到来する申告・納付等の期限については、地域指定による期限延長の適用はないことになります。

しかし、このような場合には、個別指定の申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

(注) 一時的に指定地域外に避難しているような場合には、引き続き指定地域に住所があるものと考えられます。

【指定地域内から指定地域外に納税地が異動した場合】



(注) 納税地が転出時点まで指定地域にあることから転出前に到来する期限は転出時点まで延長されますが、転出後に到来する期限は、国税庁告示でいう「次に掲げる地域（富山県、石川県）に国税の納税地を有する者に係るもの」に当たらないため、指定地域による期限延長の対象とはなりません。

5 申告期限の延長等（具体的な手続）

問 個別指定の期限延長を受けたいのですが、具体的な手続を教えてください。

（答）

納税地を管轄する税務署長に対し、「災害等のやんだ日」から相当の期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ、税務署長等が指定した日（災害等のやんだ日から2か月以内）まで期限が延長されます。

【法令等】

通法 11、通令 3②

6 災害等のやんだ日

問 「災害等のやんだ日」とは、いつをいうのですか。

（答）

「災害等のやんだ日」とは、個別指定の期限延長の申請をした方が、客観的に見て、申告・納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日となりますが、例えば、次のような日をいいます。

- (1) 災害により直接被災した場合には、災害が引き続き発生するおそれなくなり、その復旧に着手できる状態になった日
- (2) 交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日

【法令等】

通法 11

7 所得税法の雑損控除と災害減免法の税金の軽減免除の比較

問 所得税法における雑損控除と災害減免法による税金の軽減免除措置はどちらを選択することが有利ですか。

(答)

各制度の詳細は、前記 I 第 1 の 1 のとおりです。

所得税法における雑損控除と災害減免法による税金の軽減免除措置の各制度について、いずれを選択し適用することが有利であるかは、被災された方の所得の状況や損失の状況等により異なります。

【法令等】

所法 72、災免法 2

第 2 雑損控除（共通）

1 雑損控除の対象となる資産

問 どのような資産について災害により損害を受けた場合に雑損控除の対象となりますか。

(答)

1 雑損控除の対象となる資産は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する生活に通常必要な資産です。

生活に通常必要な資産とは、例えば、次に掲げる資産をいいます。

- (1) 住宅（次の 2 (2) に該当するものを除きます。）
- (2) 家財（家具、什器、衣服、書籍、暖房装置などで、下の 2 (3) に該当するものを除きます。）
- (3) 車両（専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合的に勘案して、生活に通常必要な資産と認められるものに限り。）

2 なお、次に掲げる資産（生活に通常必要でない資産及び被災事業用資産）は、この対象から除かれています。

- (1) 競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除きます。）その他射こう的行為の手段となる動産
- (2) 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産
- (3) 生活の用に供する動産でその譲渡等による所得が非課税とされないもの

(注) 生活の用に供する動産でその譲渡等による所得が非課税とされないものとは、生活に通常必要でない動産のほか、生活に通常必要な動産のうち 1 個又は 1 組の価額が 30

万円を超える貴金属、書画、骨とう及び美術工芸品をいいます。

- (4) 棚卸資産
- (5) 事業の用に供される固定資産
- (6) 繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分
- (7) 山林

【法令等】

所法 51①③、70③、72①、所令 25、140、178①一、二、三、所基通 72-1

2 雑損控除の対象となる資産（現金）

問 津波により現金が流出しましたが、雑損控除の対象となりますか。

（答）

雑損控除の適用対象となる資産は、住宅や家財等の生活に通常必要な資産です。

現金は、一般的に、生活に通常必要な資産に該当することから、その損失額は雑損控除の対象となる資産に該当します。

なお、客観的にみてその現金が事業用の現金であることが明らかである場合には、事業所得の金額の計算上必要経費に算入されます。

【法令等】

所法 51、72①

3 雑損控除の対象となる資産（自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅）

問 私と生計を一にする親族が所有する住宅について能登半島震災により生じた損失の金額は、雑損控除の対象となりますか。

（答）

雑損控除の対象となる資産には、自己と生計を一にする配偶者その他の親族で、その年分の総所得金額等が 48 万円以下の方が所有する資産も含まれます。

（注） 能登半島震災により生じた損失の額を令和 5 年に生じたものとして雑損控除を受ける場合の対象となる親族は、令和 5 年の総所得金額等が 48 万円以下の方となります。

【法令等】

所法 72、能登税特令 2①

4 雑損控除の対象となる資産（車両）

問 車両について能登半島震災により生じた損失の金額は、雑損控除の対象となりますか。

（答）

雑損控除の適用対象となる資産は、住宅や家財等の生活に通常必要な資産です。通勤等に使用する自家用車については、一般的に、生活に通常必要な資産に該当することから、その自家用車の損失の金額は雑損控除の対象となります。

自家用車が、生活に通常必要である資産に当たるかどうかの判断は、その保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

したがって、専ら趣味娯楽のために所有する自動車は、生活に通常必要な資産として認められませんので、その損失の金額は雑損控除の対象となりません。

また、事業の用に供していた車両について生じた損失の金額は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することになりますので、雑損控除の対象とはなりません。

【法令等】

所法 51、72

5 雑損控除の対象となる資産（別荘）

問 別荘について能登半島震災により生じた損失の金額は、雑損控除の対象となりますか。

（答）

雑損控除の対象となる資産は、住宅や家財等の生活に通常必要な資産です。

別荘は、生活に通常必要でない資産であることから、その金額は雑損控除の対象とはなりません。

なお、生活に通常必要でない資産について災害により受けた損失の金額は、その損失を受けた日の属する年分又はその翌年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除することができますが、土地建物等や株式等の分離課税の譲渡所得からは控除できません。

【法令等】

所法 62、72、所令 178

○ 棚卸資産・事業用固定資産を除く資産に係る損失について

資産区分			具体例等	雑損控除
不動産	居住の用に供する不動産		住宅、その住宅の敷地	○
	主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産		別荘等 (所令 178①二)	× (※2)
	業務の用に供する不動産		貸家、その貸家の敷地	○ (※1)
動産	生活の用に供する動産	生活に通常必要な動産	生活用動産 家具、什器、衣服、1個又は1組の価額が30万円以下の貴金属、美術品等 (所法 9①九、所令 25)	○
		その他	1個又は1組の価額が30万円超の貴金属、美術品等 (所令 25、178①三)	× (※2)
	生活に通常必要でない動産	主にレジャー用の車 (所令 178①三)		× (※2)
		主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する動産		ゴルフ会員権等 (所令 178①二)
生活の用以外の動産	競走馬その他射こう的行為の手段となる動産		競走馬 (所令 178①一)	× (※2)

※1 業務用資産（事業用を除きます。）に係る損失は、不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入することもできます（所法 51④）。

※2 災害等による損失は、その年分又はその翌年分の総合課税の譲渡所得の金額から控除することになります（所法 62）が、土地建物等や株式等の分離課税の譲渡所得からは控除できません。

6 雑損控除の対象となる資産（店舗併用住宅）

問 店舗併用住宅（1階店舗・2階住宅）について、能登半島震災により生じた損失の金額は、雑損控除の対象となりますか。

（答）

雑損控除の対象となる資産は、住宅や家財等の生活に通常必要な資産です。

ご質問の店舗併用住宅の場合、住宅は生活に通常必要な資産であることから、住宅部分に係る損失の金額については、雑損控除の対象となります。

店舗は事業用の固定資産であることから、店舗部分に係る損失は事業所得の金額の計算上必要経費に算入することになりますので、雑損控除の対象とはなりません。

【法令等】

所法 51①、72①

7 雑損控除の対象となる資産（住宅用土地）

問 津波により、住宅が流出するとともに、その敷地（宅地）に泥が滞留しました。滞留した泥を除去する費用は、雑損控除の対象となりますか。

（答）

雑損控除の対象となる資産は、住宅や家財等の生活に通常必要な資産です。

住宅の敷地である宅地は、生活に通常必要な資産に該当することから、その損失額は、雑損控除の対象となります。

雑損控除の対象となる損失額には、災害のやんだ日の翌日から1年以内（注）に支出した次の災害関連支出も含まれますので、ご質問の泥を除去するための費用は、雑損控除の対象となります。

① 再び宅地として使用するために、滞留した泥を除去するための支出

② 宅地としての原状回復のための支出

（注） 大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、その災害のやんだ日から1年を超え同日から3年を経過した日の前日までに支出したものは、災害関連支出として雑損控除の対象となります。なお、能登半島震災は、大規模な災害の場合に該当します。

【法令等】

所法 72、所令 206①、災免法 2

8 雑損控除の対象となる資産（住宅用土地の評価損）

問 津波被害により宅地の評価額が下落しました。この宅地について生じた評価損の雑損控除の対象となりますか。

（答）

雑損控除の対象は、生活に通常必要な資産ですので、宅地もその対象となります。

雑損控除の対象となる損害の金額とは、物理的被害が生じその損失が実現している場合における損失の金額と解されています。したがって、例えば、災害により土地の立地条件が変化したことによりその土地の評価額が下落した場合の評価額の損失については、その下落した時点では未実現の損失であることから、雑損控除の対象となる損失の金額には含まれません。

能登半島震災により被害を受けた宅地に関しては、例えば、能登半島震災の影響で地盤沈下したことから、宅地であった土地が海面下のまま原状回復できないことが確定するなど、土地の価値が失われた（滅失した）ときの損失の金額は、雑損控除の対象となります。

【法令等】

所法 62①、70③、72①、所令 206③

9 雑損控除の対象となる資産（業務の用に供する貸付不動産）

問 アパート1棟を貸し付けて不動産収入を得ていましたが、能登半島震災によりその一部が損壊しました。この場合、このアパートについて生じた損失は雑損控除の対象となりますか。

（答）

不動産所得を生ずべき「事業」とはいえない「業務」の用に供される貸付不動産について、災害による損失が生じた場合には、その損失額は雑損控除の対象となりますが、その損失額の全てを不動産所得の金額の計算上の必要経費に算入することも認められます。

したがって、事業以外の業務の用に供される資産（以下「業務用資産」といいます。）の損失については、

- ① 雑損控除額の計算上、所得金額の合計額の10%相当額などの適用下限額があること
- ② 不動産所得の金額の計算上必要経費に算入される損失の金額は、取得費等を基礎として計算し、不動産所得の金額又は雑所得の金額を限度とすること

などを考慮し、雑損控除を適用するか不動産所得の金額の計算上必要経費に算入するかについて、いずれか有利な方を選択することができます。

業務用資産の資産本体の損失金額を不動産所得の金額の計算上必要経費に算入している場合には、原状回復費用（資本的支出部分を除きます。）も必要経費に算入することになり、雑損控除の適用を受けている場合には、災害関連支出の金額も雑損控除の対象とされることとなります。したがって、その後に支出するアパートに係る修繕費の金額は、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することはできません。

また、雑損控除の適用を受ける場合は、住宅について、損失額の合理的な計算方法による計算が認められていることから、住宅用に貸し付けられているアパートの損失額についても損失額の合理的な計算方法により計算して差し支えありません。ただし、業務用資産であることから、損失額の合理的な計算方法の減価償却費の計算における耐用年数については、通常の耐用年数となります。

（注） アパートの貸付けが事業的な規模により行われているかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかにより判定しますが、その判定が困難な場合は、おおむね10室貸し付けている場合は事業的な規模の貸付けと考えます。

【法令等】

所法51④、72、所基通26-9

10 適用対象者（非居住者）

問 雑損控除は、非居住者にも適用がありますか。

（答）

所得税法では、「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、居住者以外の個人を「非居住者」といいます。

総合課税の対象となる国内源泉所得を有する非居住者については、国内にある資産について生じた損失について雑損控除の対象となります。したがって、能登半島震災によりその者の生活に通常必要な資産につき生じた損失の金額は、雑損控除の対象となります。

【法令等】

所法 165、所令 292①十三

11 災害関連支出の意義

問 災害関連支出の金額とは、どのような支出をいいますか。

（答）

災害関連支出とは、次のようなものをいいます。

- (1) 災害により滅失又は損壊した住宅や家財などの取壊し又は除去するための費用
 - (2) 被災資産を使用できるようにするために、その災害がやんだ日の翌日から1年以内（注）に支出した次のようなもの
 - ① 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
 - ② 原状回復のための支出（被災資産の損失の金額に相当する部分を除きます。）
 - ③ 損壊防止のための支出
- （注） 大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、その災害のやんだ日から1年を超え同日から3年を経過した日の前日までに支出したものは、災害関連支出として雑損控除の対象となります。なお、能登半島震災は、大規模な災害の場合に該当します。
- (3) 災害により住宅などに現に被害が生じ、その被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出 等

【法令等】

所法 72①一、所令 206①②、所基通 72－6

12 災害関連支出（住宅の修繕費用）

問 住宅の一部が能登半島震災により被害を受けたため修繕を行いました。
この費用は、雑損控除の対象となりますか。

（答）

住宅は、生活に通常必要な資産であることから、その損失の金額は雑損控除の対象となります。原状回復のための支出も災害関連支出として損失の金額に含まれますので、能登半島震災により被害を受けた住宅等について行う原状回復のための修繕費用は雑損控除の対象となります。

なお、能登半島震災により被害を受けた住宅等の修繕費用のうち、被災直前よりその資産の価値を高め、その耐久性を増すための支出（「資本的支出」といいます。）と認められる部分については、雑損控除の対象となる損失の金額には含まれません。

原状回復部分と資本的支出部分との区分が困難な部分がある場合、その金額の30%に相当する額を原状回復のための支出の部分の額とし、残余の額（70%に相当する金額）を資本的支出の部分の額とすることができます。

（注） これにより計算された原状回復のための支出の部分の額のうち、損壊した資産の損失の金額に相当する部分は災害関連支出に含まれません。

【法令等】

所令 206、所基通 72-3

【計算例】

被災直前の時価（又は取得費） : 100(A)

被災直後の時価 : 60(B)

雑損控除の対象となる損失額 $100(A) - 60(B) = \underline{40}$

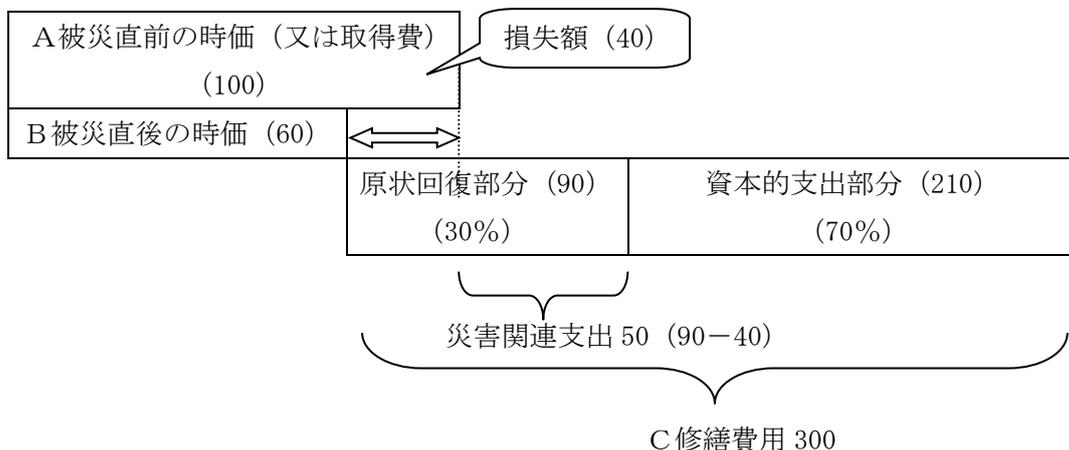
住宅等の修繕のための費用

（原状回復部分と資本的支出部分との区分困難） : 300(C)

原状回復のための支出の部分の額 $300(C) \times 30\% = 90$

資本的支出のための部分の額 $300(C) \times 70\% = 210$

雑損控除の対象となる損失額 : 90



13 災害関連支出（修繕費の区分）

問 住宅の瓦屋根が能登半島震災により被害を受けたため修繕を行いました。

この修繕においては、瓦屋根の葺き替えのほか、壁についてもより強度のあるものに取り替えるなどの工事も併せて行いました。これらの費用について、原状回復のための支出の部分の額と資本的支出の部分の額に区分できない場合の取扱いはどのようになりますか。

（答）

- 1 能登半島震災により損壊した資産について支出する金額のうち、次に掲げる金額は資本的支出として、その資産の取得価額に加算され、その他の金額については原状回復のための支出として雑損控除の対象となります。
 - ① その支出により、その資産の取得の時ににおいてその資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額
 - ② その支出により、その資産の取得の時ににおいてその資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時ににおけるその資産の価額を増加させる部分に対応する金額
- 2 能登半島震災により損壊した資産について支出した金額で、その金額のうち上記の資本的支出の部分の額を区分することが困難なものについては、その金額の30%に相当する額を原状回復のための支出の部分の額とし、残余の額（70%に相当する額）を資本的支出の部分の額とすることができます。

（注） 上記により計算された原状回復のための支出の部分の額のうち、損壊した資産の損失の金額に相当する部分は災害関連支出に含まれません（前問参照。）。

【法令等】

所法 72、所令 181、206①二口かつこ書、所基通 72-3

14 災害関連支出（損失額の合理的な計算方法による計算の取扱い）

問 損失額の合理的な計算方法により損失額を計算している場合において、その被災資産の修繕費（原状回復費用）を支出しましたが、支出した修繕費の全額が、災害関連支出として雑損控除の対象となりますか。

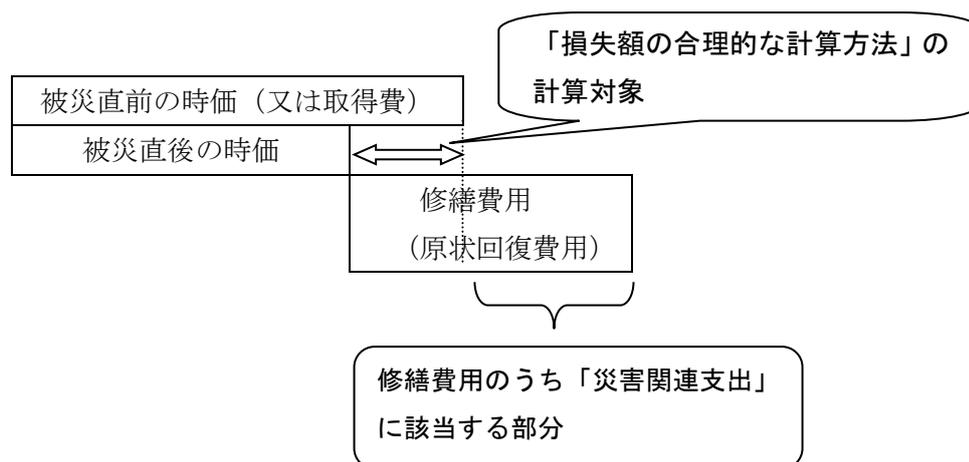
（答）

雑損控除の対象となる損失額は、その被災直前の価額を基に計算した被災資産の損失額に災害関連支出を加算した金額です。

また、原状回復費用は災害関連支出となりますが、その費用の額のうちその損失額に相当する部分を除くこととされています。

雑損控除の対象となる資産について合理的な計算方法により計算される損失額は、その被災直前のその資産の価額を基礎として計算した損失額に相当する部分となります。

したがって、修繕費（原状回復費用）のうち、損失額の合理的な計算方法で計算された損失額を上回る部分の金額が、雑損控除の対象となる災害関連支出となります。



【法令等】

所令 206

15 災害関連支出（墓石等の復旧費用）

問 墓石が能登半島震災により倒れたことから、元に戻すための修繕を行いました。これに要した費用は、雑損控除の対象となりますか。

（答）

墓石については、生活に通常必要な資産と解されることから、能登半島震災により倒れた墓石の原状回復費用は、雑損控除の対象となります。

【法令等】

所法 72、所令 206

16 災害関連支出（住宅の取壊し費用・地盛り費用・住宅の建設費用）

問 能登半島震災により宅地が沈下し住宅が倒壊したため、その倒壊した住宅を取り壊すとともに、宅地について土盛りし原状回復した上で、住宅を新築しました。
この場合、雑損控除の取扱いはどうなりますか。

（答）

ご質問の場合の雑損控除の取扱いについては、次のようになります。

- ① 住宅の損壊については、その住宅の被災直前の時価又は取得費と被災直後の時価との差額を住宅本体の損失額として雑損控除の計算をします。

（注） 住宅が倒壊していることから、損失額を計算することが困難な場合には、損失額の合理的な計算方法によって損失額を計算することができます。

また、能登半島震災により滅失した住宅、家財を除去するための費用を支出した場合には、その支出は災害関連支出に該当し、雑損控除の対象となります。

- ② 宅地の地盤の沈下については、その宅地の被災直前の時価又は取得費と被災直後の時価との差額が宅地本体の損失額として雑損控除の対象となります。この場合、沈下した宅地について土盛りをするなど被災直前の状態に戻すために要する費用の額をもって宅地の損失額として差し支えありません。また、沈下した宅地について土盛りをするなど被災直前の状態に戻すために、実際に原状回復のための支出をした場合には、その支出をした日の属する年分において、その支出をした金額から前記の宅地の損失額とした金額を控除した金額が、宅地に係る災害関連支出の金額として雑損控除の対象となります。

なお、宅地本体の損失額を雑損控除の対象とすることに代えて、沈下した宅地に係る原状回復のための支出をした金額について、その支出をした日の属する年分において、その支出した金額の全額を、宅地に係る災害関連支出の金額として雑損控除の計算をしても差し支えありません。

（注） 大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、その災害のやんだ日から3年を経過した日の前日までに支出したものは、災害関連支出として雑損控除の対象となります。なお、能登半島震災は、大規模な災害の場合に該当します。

- ③ 住宅の新築費用は、雑損控除の対象とはなりません。

【法令等】

所法 72、所令 206、所基通 70－6、72－6

17 災害関連支出（液状化による損失の原状回復費用）

問 能登半島震災により宅地が液状化したことから、原状回復措置として土を盛り固めるとともに地盤の強化工事を行いました。

この費用は雑損控除の対象となりますか。

なお、住宅については主要構造部分の被害は小規模なものでしたが、相当な修繕費の支出を要する被害でした。

(答)

宅地は生活に通常必要な資産であることから、能登半島震災により損害を受けたときは、その損失額は雑損控除の対象となります。

宅地の損失額については、その宅地の被災直前の時価又は取得費と被災直後の時価との差額となります。

この場合、液状化した土を盛り固めるとともに地盤の強化を行うなど被災直前の状態に戻すために要する費用の額をもって宅地の損失額として差し支えありません。また、液状化した土を盛り固めるとともに地盤の強化を行うなど被災直前の状態にもどすために、実際に原状回復のための支出をした場合には、その支出をした日の属する年分において、その支出をした金額から前記の宅地の損失額とした金額を控除した金額が、宅地に係る災害関連支出として雑損控除の対象となります。

なお、宅地本体の損失額を雑損控除の対象とすることに代えて、液状化した宅地に係る原状回復のための支出をした金額について、その支出をした日の属する年分において、その支出した金額の全額を、宅地に係る災害関連支出の金額として雑損控除の計算をしても差し支えありません。

(注) 大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、その災害のやんだ日から3年を経過した日の前日までに支出したものは、災害関連支出として雑損控除の対象となります。なお、能登半島震災は、大規模な災害の場合に該当します。

また、家屋の損失額については、その家屋の被災直前の時価又は取得費と被災直後の時価との差額となりますが、住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達していないものの相当の復旧費用を要する被害を受けたような場合で、損失額を計算することが困難なときには、損失額の合理的な計算方法によって損失額を計算することができます。

【法令等】

所法 72、所令 206

18 災害関連支出（家財の搬出費用・アパートの家賃）

問 被災した住宅の修繕に時間がかかるため、一時的にアパートを賃借し、使用可能な家財を移しました。

この場合の、アパートの家賃及び家財の搬出費用は、災害関連支出として雑損控除の対象になりますか。

（答）

被災直後の状態では住宅が倒壊等するおそれがあり、それに伴い家財に被害を受ける可能性が高い場合に、家財の被害の拡大又は発生を防止するための緊急に必要な措置を講ずる支出と認められる場合の家財の搬出費用は、雑損控除の対象となる災害関連支出となります。

ただし、ご質問の家賃や搬出費用はこれに該当しないことから、雑損控除の対象になりません。

【法令等】

所令 206

19 災害関連支出（宿泊費用）

問 能登半島震災により交通手段が遮断され、自宅から勤務先に通勤することができなくなったため、会社近くのホテルを一時利用しました。

この宿泊費用は雑損控除の対象となりますか。

（答）

ホテルの宿泊費用は、雑損控除の対象になりません。

【法令等】

所令 206

20 災害関連支出（青空駐車場の土盛り費用）

問 事業的な規模に至らない規模の貸付けをしていた青空駐車場について、能登半島震災により被害を受けたため土盛り費用を支出しました。
この場合、雑損控除は受けられますか。

（答）

事業的な規模に至らない規模の土地の貸付けに係る不動産所得の基因となる資産（生活に通常必要でない資産を除きます。）について、能登半島震災により損害を受けた場合の損失額は、①雑損控除の対象とするか、②不動産所得の金額の計算上必要経費にするか、いずれか有利な方を選択できます。

（注） 駐車場の貸付けが事業的な規模により行われているかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかにより判定しますが、その判定が困難な場合は、おおむね 50 台貸し付けている場合は事業的な規模の貸付けと考えます。この場合、同一の賃借人に対し駐車場を 2 以上貸し付けているときは、1 台分として判定します。

【法令等】

所法 51④、72①、所基通 26－9、72－1

21 損害を補てんする保険金等の範囲

問 損失額の計算において差し引くこととされている、損害を補てんするための保険金や損害賠償金等とは、どのようなものをいいますか。

(答)

雑損控除の計算における損失の金額は、保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とされています。

具体的には、次のような保険金や損害賠償金などがこれに当たります。

- ① 損害保険契約又は火災保険契約に基づき被災者が支払を受ける保険金、共済金、見舞金
- ② 資産の損害の補てんを目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金
- ③ 資産の損失により支払を受ける損害賠償金

(注1) 被災者が受けた見舞金等は、一般的には非課税とされています。

また、支払を受けた保険金等の額が損害額を超える場合のその超える部分の金額についても、非課税とされています。

(注2) 被災者生活再建支援法に基づき支払を受ける被災者生活再建支援金、石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金の支給に関する要綱に基づき支払を受ける臨時特例給付金については、損害を補てんするための保険金、損害賠償金等に当たらないものとして取り扱っています。

【法令等】

所法9①十六、十七、72①、所令30、所基通9-23、51-6、72-6、相基通21の3-9

令和6年3月29日改訂

22 保険金等の金額が確定していない場合

問 確定申告書等を提出する時点で、損失額の計算において差し引くこととされている保険金等の額が確定していない場合、損失額はどのように計算しますか。

(答)

雑損控除の計算における損失の金額は、保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とされています。

雑損控除を受けようとする年分の確定申告書等を提出する時までに保険金等の額が確定していない場合には、その受け取ることとなる保険金等の額を見積もり、その見積額を差し引いて損失額を計算することとなります。

なお、その見積額が、後日確定した保険金等の額と異なることとなったときは、遡って損失額を訂正することとなります。

【法令等】

所法 72、所基通 51-7、72-6

23 被災直前の価額

問 自宅のテレビが能登半島震災により倒れ、修復しても使用できないこととなりました。幸いこの他に被害はありませんでしたが、この場合の損失額はどのように計算しますか。

(答)

雑損控除の対象となる住宅家財等の損失額は、その損失が生じた時の直前におけるその資産の価額（時価又は取得費）を基に計算することになっています。

被災直前の価額が明らかでない場合には、その資産と同一の新品資産を購入すると仮定した場合の取得価額(再取得価額)から、その時までの減価償却の額の合計額を控除した額を被災直前の価額とすることができます。

【法令等】

所令 206③

24 本体損失と災害関連支出の区分（屋根瓦の一部が落下した場合（住宅本体について大きな損害がなかった場合））

問 能登半島震災により自宅の屋根瓦の一部が落下したため、その落下した部分の修繕を行いました。屋根の落下以外に建物に大きな損壊はありませんが、雑損控除の計算はどのようになりますか。

（答）

雑損控除の対象となる損失額は被災直前の時価又は取得費から被災直後の時価を差し引いた額とされています。

一方、住宅等の損壊した部分について、原状回復のための支出をした場合には、災害関連支出として雑損控除の対象となります。この場合の災害関連支出については、原状回復のために支出した金額のうち、住宅等の損失額を超える部分の金額となります。

屋根瓦の一部が損壊した場合で、住宅自体に他に大きな被害がなく、住宅本体の損失額がきん少であると認められるときは、原状回復のために支出した額（災害関連支出の額）をもって雑損控除を適用して差し支えありません。

（注） 上記の場合に、原状回復のための支出額を住宅本体の損失として雑損控除を適用しても差し支えありません。

【法令等】

所法 72①、所令 206①二ロ、③

25 本体損失と災害関連支出の区分（屋根瓦の大半が落下した場合（住宅本体について大きな損害があった場合））

問 能登半島震災により住宅の外壁に亀裂が生じたほか、自宅の屋根瓦の大半が落下しました。この場合、雑損控除の計算はどのようにになりますか。

（答）

雑損控除の対象となる損失額は、被災直前の時価又は取得費から被災直後の時価を差し引いた額とされています。

一方、住宅等の損壊した部分について、原状回復のための支出をした場合には、災害関連支出として雑損控除の対象となります。この場合の災害関連支出については、原状回復のための支出のうち、住宅等の損失額を超える部分の金額となります。

ご質問の場合、外壁に亀裂が生じるほか、屋根瓦の大半が落下するなど、住宅本体に甚大な損害が生じていることから、家屋の損失額について、屋根瓦を含めて損失額の合理的な計算方法により計算することができます。

なお、その損害に係る原状回復のための支出をした場合、その支出額がその損失額の合理的な計算方法により計算した損失額を超える場合には、その超える部分の金額が災害関連支出として雑損控除の対象になります。

【法令等】

所法 72①、所令 206①二ロ、③

26 「り災証明書」の必要性

問 雑損控除による還付申告書を提出するに当たって、「り災証明書」のような被害を証明する書類の提出は必要ですか。

(答)

「り災証明書」は、能登半島震災により家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた方が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村がその状況を確認した上で発行されるものです。

この証明書には、例えば、り災害原因や、全壊や半壊などの家屋についての被害状況等が表示されていることから、損失額の合理的な計算方法の被害割合を判定する際の目安になるものです。

したがって、税務署では、申告書等を提出する際に「り災証明書」（コピーでも可）を添付していただくか、又は提示していただくよう、お願いしているところです。

しかし、能登半島震災による被害を受け、その方の住所地などから地域全域の建物等が全壊するなどその被害の規模や状況が明らかな場合にはご提示いただかなくても差し支えありません。

また、個々の事情により証明書を添付又は提示ができない場合には、被害の実情を十分お聴きした上で被害状況を判断することとしています。

(注) り災証明書に記載される被害の程度（証明内容）と損失額の合理的な計算方法における「被害区分」は一致するものではないことに留意が必要です。

例えば、液状化被害の認定は、一般的に家屋の傾斜や基礎等の地盤面下への潜り込みの状況を基に行われますが、家屋に係る損失額の合理的な計算方法は、その家屋の主要構造部に損壊がある場合に利用できます。また、この計算における被害区分の判定においても、その被害の状況を十分お聴きして判断することになります。

27 家財のみに被害を受けた場合の「り災証明書」

問 被害割合を決めるのに「り災証明書」を参考にすることですが、家財のみの被害については「り災証明書」が発行されません。
この場合、「り災証明書」に代わって被害の状況を証明するものが必要となりますか。

(答)

「り災証明書」は、住宅に被害を受けた場合に交付されるものであることから、家財の被害の状況については、「被害を受けた家財の明細書」等を基に損失額を算定することとしています。

なお、賃貸住宅に居住していた方で、その住宅が被災し、家財について被害を受けた場合には、その住宅を所有していた場合と同様の方法により、家財の損失額を計算することとなります。そのため税務署では、家主からその賃貸住宅の「り災証明書」のコピーを入手するようお願いしているところです。

第3 雑損控除における損失額の合理的な計算方法

1 損失額の合理的な計算方法（適用対象）

問 能登半島震災に伴う被災資産の損失額について、個別に被災直前・直後の時価を計算することが困難な場合、その損失額は、どのように計算すればよいですか。

（答）

生活に通常必要な資産について、能登半島震災により被害を受けた場合の損失額は、その損失が生じた時の直前におけるその資産の時価又は取得費を基礎として計算することとされています。

能登半島震災により被害を受けた生活に通常必要な資産のうち、住宅、家財及び車両について、個々に損失額を計算することが困難な場合には、損失額の合理的な計算方法で計算してよいこととして取り扱っています。

ただし、損失額の合理的な計算方法によることが実態にそぐわない場合には、被害を受けた個々の資産について個別に計算を行うこととなります。

【法令等】

所法 72①、所令 206③

2 損失額の合理的な計算方法（概要）

問 住宅や家財の損失額の計算について、個々に計算することが困難な場合の具体的な計算方法はどのようになりますか。

（答）

生活に通常必要な資産で能登半島震災により被害を受けたもののうち、住宅、家財及び車両について損失額を個々に計算することが困難な場合には、損失額の合理的な計算方法により計算してよいこととして取り扱っています。

具体的な計算は、第Ⅰ編、第1の「4 雑損控除の対象となる資産及び損失額の計算」を参照してください。

【法令等】

所法 72①、所令 206③

3 1㎡当たりの工事費用の補正適用

問 実際の1㎡当たりの工事費用が、「地域別・構造別の工事費用表」に掲げる1㎡当たりの単価を相当超えるような場合、実際の1㎡当たりの工事費用を基に損失額の合理的な計算方法に準じて損失額を計算してよいですか。

(答)

損失額の合理的な計算方法においては、1㎡当たりの時価額(Ⅲ参考編の別表1「地域別・構造別の工事費用表」)の補正は予定していません。

したがって、損失額の合理的な計算方法により計算した損失額が、納税者の被害の実情にそぐわない場合には、損失額の合理的な計算方法を適用せず、個別に損失額を計算することとなります。

(注1) 別表1「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えありません。

(注2) Ⅲ参考編の別表1「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」は、令和5年分用のものですが、能登半島震災により生じた損失額の合理的な計算に当たっては、令和6年分用が公開されるまでの間、令和5年分用を用いて計算して差し支えありません。

4 住宅の構造が2種類以上である場合

問 今回の能登半島震災により、1階が鉄骨・鉄筋コンクリート、2階、3階が木造の家屋が全壊しました。

「地域別・構造別の工事費用表」を基に損害額を計算する場合、どの構造区分を基にすればよいですか。

(答)

住宅の延床面積を構造別に区分し、最も多くの面積を占める部分の構造をもって建物の構造としてⅢ参考編の別表1「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」を適用します。

5 住宅の損失額を計算する場合の総床面積の考え方(1)

問 損失額の合理的な計算方法により住宅の損失額を計算する場合において、住宅の取得価額の計算の基となる住宅の総床面積を確認するには、登記事項証明書又は売買契約書によることとなりますが、その書類が能登半島震災により消失したため所持していない場合どうしたらよいですか。

(答)

損失額の合理的な計算方法により住宅の損失額を計算するには、登記事項証明書や売買契約書等から住宅の総床面積を明らかにする必要があります。

しかしながら、能登半島震災により登記事項証明書等を消失し、再度その入手をすることが困難な状況にある場合には、敷地面積や部屋の間取り、間口、奥行き等から、総床面積を推計して差し支えありません。

6 住宅の損失額を計算する場合の総床面積の考え方(2)

問 損失額の合理的な計算方法により住宅の損失額を計算する場合において、住宅の取得価額の基となる住宅の総床面積には、別棟である車庫及び物置の床面積は含めてよいですか。

(答)

総床面積の計算に当たっては、別棟である車庫及び物置（簡易な車庫及び物置を除きます。）の床面積を含めたところで損失額の合理的な計算方法を適用して差し支えありません。

7 門及び塀の損壊による損失額

問 門及び塀の損壊による損失額は、修繕費の見積額を損失額の合理的な計算方法により計算し、住宅の損失額に加算してよいですか。

(答)

門及び塀の損失額については、その個別に計算した金額を、損失額の合理的な計算方法により計算した住宅の損失額に加算することになります。

8 被害割合の適用（主要構造部の範囲）

問 別表2の「被害割合表」の「建物の主要構造部」とは、どのようなものをいいますか。

（答）

主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、廻り舞台の床、最下階の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとされています。

具体的には、木造住宅の場合は、軸組（柱、壁、はり）、基礎、屋根、外壁等をいいます。

また、マンション（区分所有建物）の場合は、柱、床（最下階部分を除く）、構造上重要な戸塚、はり、屋根又は階段等をいいます。

【法令等】

建築基準法25

9 住宅の被害が軽微であった場合の家財の損失額の計算

問 能登半島震災による住宅の被害は窓ガラスが割れるなど軽微なものでしたが、家財については後日激しい風雨にさらされ相当の被害を受けました。この場合、家財については損失額の合理的な計算方法により計算してよいですか。

（答）

今回の能登半島震災による損失額の合理的な計算方法は、建物の主要構造部に被害を受け、それを放置しておくこと住宅としての使用が困難となる場合について適用しますので、主要構造部について損害を受けていない場合には、損失額の合理的な計算方法によることなく個別に計算することとなります。

ご質問の場合、住宅の被害の程度にもよりますが、住宅の被害がごく軽微な場合には、住宅及び家財について損失額の合理的な計算方法により計算することは適当ではありません。

そのため、この場合の家財については、個別に計算することとなります。

10 マンションの被害に対する考え方

問 マンションの被害に対する合理的な計算の適用範囲等はどうになりますか。

(答)

今回の能登半島震災による損失額の合理的な計算方法は、建物の主要構造部に被害を受け、それを放置しておく住宅として使用が困難となる場合について適用しますので、主要構造部について被害を受けていない場合には、損失額の合理的な計算方法によることなく個別に計算することとなります。

マンション（区分所有建物）の場合には、その主要構造部（構造体である柱、壁（構造上重要でない間仕切壁を除く）、床（最下階の床を除く）、はり、屋根又は階段等）について、ひび割れ、亀裂等の被害を受け、それを放置しておく住宅としての使用が困難となるときに合理的な計算方法を適用することとなります。

なお、マンションのような区分所有建物については、各個人の専用部分ごとに判断するのではなく、建物全体として被害の状況及び被害割合を判定します。

また、エレベーターや貯水槽、ベランダ、エントランスホールのタイル、ガラス等の共用部分について被害を受けた場合、その損失額は、損失額の合理的な計算方法によらずに個別に計算します。この場合、その原状回復のための費用のうち入居者が負担する部分の金額については、それぞれの入居者の方の雑損控除の対象となります。

11 共用部分の修繕費を「修繕積立金」から支払った場合の取扱い

問 マンションの専有部分に損害はないが、共用部分であるエントランスホールのタイル及び窓枠に相当の被害を受けたので、その修理代金の支払いに充てるため「修繕積立金」を取り崩して支払いました。

この場合、雑損控除を適用することはできますか。

(答)

その方の持分に相当する部分の金額が、雑損控除の対象となります。

共用部分の修繕のために「修繕積立金」を各区分所有者から徴収して積み立てている場合に、今回の能登半島震災による被災資産の原状回復のためにその修繕積立金を取り崩したときは、その修繕積立金のうちその方に対応する部分の金額が雑損控除の対象となります。

なお、取り崩した積立金以外にその方が原状回復のために支出した金額がある場合には、その金額との合計額が、それぞれの入居者の方の雑損控除の対象となります。

12 「家族構成別家財評価額」の適用（同一世帯に収入のある者が複数いる場合）

問 夫婦とその成年の子2人の家族の場合、同居する2人の成年の子にも収入があり、それぞれの所有する家財にも被害を受けていますが、損失額を個別に計算できません。この場合、家財の損失額をどのように計算すればよいですか。

（答）

損失額の合理的な計算方法により計算することとなりますが、この場合、世帯主の年齢に応じた（夫婦＋大人2人）金額が世帯の家財の損失額となります。

家財の評価額は、生計を一にする親族の数によって決まりますが、その判定においては同居の有無なども考慮することとなります。

また、損失額の合理的な計算方法により計算した家財の損失額が、実情にそぐわない場合には、損害を受けた各家財について個別に損失額を計算することとなります。

なお、各人の雑損控除の適用における損失額は、その損失額を適宜各人に割り振った金額となります。

13 「家族構成別家財評価額」の適用（18歳以上か否かの判定時期）

問 家財に対する損失額の計算において、「生計を一にする親族の数」に応ずる家財の額は、大人（18歳以上）1名につき130万円ということですが、この18歳以上に該当するか否かの判定はいつの時点で行いますか。

（答）

18歳以上に該当するかどうかは、「災害の始まった日」の現況により判定します。

また、生計を一にする親族であるかどうかについても、「災害の始まった日」の現況により判定します。

14 「家族構成別家財評価額」の適用（生計を一にする親族数の判定）

問 家財に対する損失額の計算において、「生計を一にする親族の数」に応ずる家財の額は、大人1名につき130万円（子供1名につき80万円）ということですが、配偶者と死別している場合は、どのように計算するのですか。

（答）

配偶者と死別している場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人1名分（130万円）を差し引いて計算します。

（注） 離婚している場合は、一般的には財産分与が行われていることから、分与した方は「独身」欄を使用し大人又は子供の額を加算しますが、それ以外の場合は、死別の場合と同様に計算して差し支えありません。

【計算例】

妻（45歳・夫と死別）、子（15歳）の世帯の場合

「夫婦」欄の45歳（1,100万円）－大人1名（130万円）＋子供1名（80万円）

= 1,050万円

15 被災資産に係る減価償却費の計算（耐用年数の基本的な考え方）

問 損失額の合理的な計算方法において、減価償却費の額の合計額を計算する場合に用いる耐用年数はどのようになりますか。

（答）

損失額の合理的な計算方法による損失額は、その住宅の取得価額から減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に被害割合を乗じて計算します。

この場合の減価償却費の計算は、資産に応じた耐用年数を 1.5 倍した年数により計算します。

（注 1） 1.5 倍した年数に 1 年未満の端数がある場合は、1 年未満の端数は切り捨てます。

（注 2） 減価償却費の額の合計額を計算する場合における経過年数に 6 月以上の端数がある場合は 1 年とし、6 月に満たない端数は切り捨てます。

また、減価償却費の計算は、旧定額法に準じて行うこととなります。

【法令等】

所法 49、所令 85

【計算例】

- ① 住宅（法定耐用年数 22 年）
 $(22 \text{ 年} \times 1.5) = 33.0 \dots\dots 33 \text{ 年}$
- ② 住宅（法定耐用年数 47 年）
 $(47 \text{ 年} \times 1.5) = 70.5 \dots\dots 70 \text{ 年}$

住宅の構造別耐用年数表

構 造	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
木造造	22 年	33 年	0.031
木骨モルタル造	20 年	30 年	0.034
（鉄骨）鉄筋コンクリート造	47 年	70 年	0.015
金属造①（※1）	19 年	28 年	0.036
金属造②（※2）	27 年	40 年	0.025

※ 1 ……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が 3 mm 以下の建物

※ 2 ……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が 3 mm 超 4 mm 以下の建物

16 被災資産に係る減価償却費の計算（中古資産の耐用年数の考え方）

問 中古の車両（自家用車）について能登半島震災により被害を受けました。
 この場合、損失額の合理的な計算方法において減価償却費の額の合計額を計算する場合に用いる耐用年数はどのようになりますか。

（答）

中古資産に係る減価償却費の計算上適用する耐用年数は、その取得の時以後のその中古資産の使用可能期間を見積もり、その年数によることができます。

しかし、その取得の時以後の使用可能期間を見積もることが困難な場合には、取得した中古資産が車両、建物、構築物等のように個別耐用年数が定められている資産については、次の方法で計算した年数とします。

- (1) 法定耐用年数の全部を経過したもの
 $(\text{法定耐用年数} \times 20\%) \times 1.5$
- (2) 法定耐用年数の一部を経過したもの

$$\left[(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\% \right] \times 1.5$$

この場合に、その計算した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数とし、その計算した年数が2年に満たない場合には、2年をその資産の耐用年数とします。

なお、「使用可能期間を見積もることが困難な場合」とは、その見積りのために必要な資料がないため技術者等が積極的に特別の調査をしなければならない場合や耐用年数の見積りに多額の費用を要する場合等をいいます。

また、(1)、(2)にいう経過年数が不明な場合には、その構造、形式、表示されている製作の時期等を勘案してその経過年数を適正に見積もることとします。

【計算例】

- ① 車両（自家用車）（法定耐用年数6年）、経過年数7年
 $(6 \text{年} \times 20\%) \times 1.5 = 1.8 \dots\dots \underline{2 \text{年}}$
- ② 車両（自家用車）（法定耐用年数6年）、経過年数4年

$$\left[(6 \text{年} - 4 \text{年}) + (4 \text{年} \times 20\%) \right] \times 1.5 = 4.2 \dots\dots \underline{4 \text{年}}$$

車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5倍した年数	償却率
普通自動車	6年	9年	0.111
軽自動車	4年	6年	0.166

【法令等】

所法49、所令85、耐令3①、耐通1-5-4、1-5-5

17 被災資産に係る減価償却費の計算（償却可能限度額の考え方）

問 被災した住宅は法定耐用年数の1.5倍の年数を既に経過しています。
この場合、損失額の合理的な計算方法による損失額はどのようにですか。

（答）

損失額の合理的な計算方法による住宅の損失額は、その住宅の取得価額から減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に被害割合を乗じて計算することとしています。この場合の減価償却費の計算は、住宅の構造に応じた耐用年数を1.5倍した年数により計算します。

また、償却方法は、旧定額法に準じて行うこととされています。この旧定額法は、その償却費の額の合計額が取得価額の95%に相当する金額（償却可能限度額）に達するまで償却することができる計算方法であることから、耐用年数の1.5倍の年数をすべて経過している場合であっても、住宅の取得価額の5%に相当する金額は残ることとなるため、この5%相当額に被害割合を乗じた金額が損失額となります。

（注1） 1.5倍した年数に1年未満の端数がある場合は、1年未満の端数は切り捨てます。

（注2） 減価償却費の額の合計額を計算する場合における経過年数に6月以上の端数がある場合には1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

（注3） 旧定額法は、取得価額の90%相当額に1.5倍した年数に応じた償却率を乗じて計算します。

（注4） 業務用資産のように、減価償却費の額の合計額が取得価額の95%相当額に達した後に、取得価額の5%相当額から1円を控除した金額を5年間にわたり均等償却する計算は行いません。

【法令等】

所令 85、134①

18 被害割合の考え方（居住の見込みがなくなった場合）

問 自宅の裏山が能登半島震災により崩落し、住宅が半壊しました。現在は、崩落が続き被害が拡大する危険があるため実際に居住することはできません。今後も継続して居住できる見込みがない場合、被害割合はどのように判断すればよいですか。

（答）

住宅についてのみ判断すれば「半壊」となりますが、事実上居住不能となったことを考えると「全壊」の場合と同様の状態と認められます。

したがって、被害区分は「全壊」として取り扱って差し支えありません。

なお、住宅の被害割合が「全壊」かどうかは、補修すれば再び使用できるかどうかによって判断しますので、建物の残存部分を補修すれば再び使用できるものを任意に取り壊したからといって被害割合が「全壊」とはなりません。

19 被害割合の考え方（地下階が浸水した場合）

問 自宅の地下階が津波により浸水した場合、被害割合はどのように判断すればよいですか。

（答）

地下階が駐車場や倉庫などのように床面、壁面等に仕上げが施されていないコンクリート打放などの場合を除いて、地下階が浸水した場合は、「被害割合表」の「床上」を「地下階上」と読み替え「二階建以上」欄の被害割合を使用します。

20 被害割合の考え方（海水が流れ込んだ場合）

問 住宅が津波により浸水（床上 30 cm・平屋）し、海水が流れ込んできました。この場合の被害割合はどのように計算しますか。

（答）

海水が流れ込んできた場合の住宅の被害割合は、Ⅲ参考編の別表3「被害割合表」の「浸水」の区分の上段の割合を使用し、「床上 50 cm未満・平屋」に該当することからその上段の被害割合の40%を使用します。

（注） 24時間以上の長期浸水の場合は、その割合にさらに15%を加算した割合となります。

21 被害割合の考え方（損壊＋浸水の場合）

問 住宅の一部が津波により損壊した上、浸水（床上 30 cm・二階建住宅）しました。この場合、被害割合はどのように計算しますか。

（答）

被害の種類ごとに被害割合を加算していくため、一部損壊した上、海水による浸水（床上 30 cm・二階建住宅）した場合は、

$$\text{一部破損（5\%）} + \text{床上 50 cm未満・二階建住宅（35\%）} = \underline{40\%}$$

となり、40%がその住宅の被害割合となります。

（注） 24時間以上の長期浸水の場合は、その割合にさらに 15%を加算した割合となります。

22 損失額の合理的な計算方法による計算と実額計算の併用

問 能登半島震災により住宅と家財に損害を受け、住宅については、損失額の計算を実額により計算することができますが、家財については損失額を実額により計算することができません。この場合、家財についてのみ損失額の合理的な計算方法により損失額を計算してもよいですか。

（答）

災害により被害を受けた住宅又は家財等の損失額の計算については、その損失が生じたときの直前におけるその資産の時価又は取得費を基として計算することとされています。

しかし、能登半島震災により被害を受けた住宅、家財等について、個々に損失額を計算することが困難な場合には、損失額の合理的な計算方法で計算してよいこととして取り扱っています。

したがって、住宅については実額で計算し、家財については実額計算ができないことから損失額の合理的な計算方法により計算するなど、その区分により損失額の計算方法が異なっても差し支えありません。

【法令等】

所法 72①、所令 206③

第4 災害減免法

1 災害減免法の適用

問 単身赴任先の社宅が能登半島震災により全壊し、社宅で使用していた家財に被害を受けました。なお、自宅は能登半島震災による被害は受けていません。

災害減免法による税金の軽減免除を受けるためには、その損失額が住宅又は家財の価額の2分の1以上である必要がありますが、この場合、自宅にある家財を含めたところで判定するのですか。

(答)

能登半島震災による損失金額が住宅又は家財の価額の2分の1以上であるかどうかは、その方及びその方と生計を一にする配偶者その他の親族の所有する住宅又は家財の全部につき、各別に判定すべきものです。

したがって、ご質問の場合、自宅にある家財を含めたところで判定することとなります。

【法令等】

災免法2、災免令1

2 災害減免法と損失額の合理的な計算方法との関係

問 災害減免法による税金の軽減免除は、損害金額が住宅又は家財の2分の1以上の場合に適用できますが、この損害金額の算定を雑損控除における損失額の合理的な計算方法によることはできますか。

(答)

雑損控除の適用における住宅家財等の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額又は取得費を基に計算することとされています。

一方、災害減免法による税金の軽減免除における住宅又は家財について生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の2分の1以上であるかどうかは、被災時の時価により算定することとされています。

したがって、損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合で損失額の合理的な計算方法により計算した結果、損害金額(保険金等により補てんされる金額を除きます)が住宅又は家財の2分の1以上であれば、災害減免法による税金の軽減免除の適用を受けることができます。

【法令等】

災免法2、災免令1、災免通1、所令206③

3 住宅又は家財の意義

問 災害減免法による税金の軽減免除の対象となる「住宅又は家財」とはどのようなものをいいますか。

(答)

- 1 住宅とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が常時起居する住宅をいい、必ずしも生活の本拠であることは要しないこととされています。

したがって、例えば、2以上の住宅に自己又は自己と生計を一にする親族が常時起居しているときは、そのいずれもが災害減免法による税金の軽減免除の対象となる住宅となります。

また、常時起居している住宅に附属する倉庫、物置等の附属建物は、住宅に含まれます。

(注) 現に起居している住宅であっても、常時起居しない別荘のようなものは住宅には該当しません。

- 2 家財とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます。

ただし、貴金属、書画、骨とう、美術工芸品で1個又は1組の価額が30万円を超えるものなど生活に通常必要な程度を超えるものは、家財に含まれません。

雑損控除の対象となる資産は、居住者又はその者と生計を一にする一定の親族の有する資産のうち生活に通常必要でない資産及び被災事業用資産を除くすべての資産とされていることから、上記の「住宅又は家財」は、すべて雑損控除の対象となる資産に含まれます。

【法令等】

災免法2、災免通2

4 扶養親族の所有する住宅

問 扶養親族が所有する住宅が能登半島震災により損壊した場合、納税者本人が居住の用に供していなくても災害減免法の適用はありますか。

(答)

災害減免法による税金の軽減免除の対象となる住宅とは、自己が所有する住宅のほか、自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅も含まれます。

なお、配偶者その他の親族は、その年の総所得金額等が48万円以下の方に限ります。

したがって、扶養親族が所有し常時起居する住宅はその適用対象となる住宅に該当することから、自己が所有する住宅と扶養親族が所有する住宅の損失額の合計額がそれらの住宅価額の合計額の2分の1以上で、かつ、納税者本人の所得金額が1,000万円以下であれば災害減免法による税金の軽減免除が受けられます。

(注) 雑損控除は、被害割合や所得要件がないことから、雑損失の金額(①損失額－所得金額の10分の1と、②損失額のうち災害関連支出の金額－5万円のうちいずれか多い方の金額)があれば適用されます。

【法令等】

災免法1、所法72

5 所得金額要件の判定

問 災害減免法による税金の軽減免除が受けられる要件の所得金額1,000万円以下の場合に受けられますが、その所得金額はどのように計算するのでしょうか。

(答)

災害減免法による税金の軽減免除が受けられる場合の所得金額1,000万円以下とは、繰越損失控除後の総所得金額、分離課税の土地建物等の譲渡所得金額(特別控除後)、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額、分離課税の先物取引の雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

(注) 雑損控除の計算上差引損失額から控除する所得金額の10%とは、繰越損失控除後の総所得金額、分離課税の土地建物等の譲渡所得金額(特別控除前)、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額、分離課税の先物取引の雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額の10%となります。

【法令等】

災免法2、所法2①三十、措令4の2⑧、20⑥、21⑦、25の8⑰、25の11の2⑳、25の12の3㉑、26の23⑦、26の26⑬

第5 雑損控除の特例等

1 能登半島震災の意義

問 能登税特法の対象となる「能登半島震災」の範囲はどこまでですか。

(答)

能登税特法において「能登半島震災」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいいます（能登税特法2①）。

この「能登半島震災」は、具体的に、次の災害が該当すると考えられます。

- ① 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震及びその後において発生した余震並びに余震活動地域の外側において発生した地震による災害
- ② 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震（その余震を含みます。）に伴い発生した津波、火災
- ③ その他①及び②に関連して生じた異常な現象による災害

【法令等】

能登税特法2①

2 雑損控除の能登税特法等の適用対象者

問 雑損控除の特例等の適用対象者は、指定地域内（令和6年1月12日付国税庁告示により申告等の期限が延長されている地域をいいます。）に住所を有する場合に限られますか。
また、適用対象資産は、指定地域内に所在するものに限られますか。

(答)

雑損控除の特例又は災害減免法の特例の適用対象者は、能登半島震災により住宅家財等について損害を受けた方又は住宅又は家財について甚大な被害を受けた方であり、指定地域内に住所を有する方に限りません。

また、雑損控除の特例の適用対象となる資産又は災害減免法の特例の対象となる住宅又は家財は、能登半島震災により損害を受けたものであり、指定地域内に所在する資産に限りません。

【法令等】

能登税特法3

3 親族の判定時期

問 雑損控除の特例を適用する場合には、居住者の一定の親族が有する資産について能登半島震災により生じた損失も特例の対象とされていますが、この親族の範囲は、いつの時点で判定するのですか。

(答)

雑損控除の特例は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する資産について能登半島震災により生じた損失も特例の対象となることとされています。

能登税特法を適用する場合の自己と生計を一にする配偶者その他の親族の対象となるのは、令和5年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の方です。そして、生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、令和6年1月1日の現況によります。

(注) 能登税特法を適用しない場合には、能登半島震災により損失が生じた日又は災害関連支出の金額を支出した日において自己と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定をします。

また、能登税特法により令和5年分の所得税について災害減免法の適用を受ける場合における、令和6年1月1日において自己又は自己と生計を一にする親族の範囲は、その親族の令和5年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額により判定します。

【法令等】

所令205、能登税特令2①、災免令1、所基通72-4

4 災害関連支出の支出時期

問 住宅又は家財に係る能登半島震災による損失について、その災害に関連して支出した金額（災害関連支出の金額）があり、今後更に支出することが見込まれます。

令和5年分の確定申告書の提出に当たり、今後支出が見込まれる金額を含めて申告することは可能ですか。

（答）

雑損控除の特例は、確定申告、修正申告又は更正請求により適用を受けることができます。

この場合の災害関連支出の金額については、その適用を受けるための令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出したものに限られます。

したがって、今後支出が見込まれる災害関連支出については、これらの提出の日以後に支出した災害関連支出の金額として、その支出した年である令和6年分以後の各年分の雑損控除の計算における災害関連支出の金額に該当し、その支出した年分における雑損控除の対象となる損失の金額となります。

しかし、この原則的な取扱いにより災害関連支出の金額が確定してから雑損控除の適用を受けようとすると、早期に税金の軽減手続を行うことが困難な場合も考えられます。

そこで、今回の能登税特法が、「能登半島震災の被災者の負担の軽減を図る」ために措置されたものであることを踏まえ、能登半島震災による損失の金額について令和5年に生じた損失として雑損控除の特例の適用を受けた方が、その後に支出した災害関連支出の金額について、令和5年分の災害関連支出として更正の請求することは差し支えありません。

【法令等】

能登税特法3①、能登税特令3①

5 店舗併用住宅の取扱い

問 店舗併用住宅について能登半島震災により被害を受けましたが、住宅部分に係る損失については令和6年分で雑損控除の適用を受け、店舗部分に係る損失については、令和5年分で被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例の適用を受けることができますか。

(答)

能登半島震災により住宅や事業用資産に損失が生じた場合には、納税者の選択により、令和5年分の所得税において、住宅については雑損控除の特例や災害減免法の特例の適用を受けることができ、事業用資産については被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例を受けることができます。

ご質問の場合の店舗併用住宅については、その住宅部分、店舗部分に対して、納税者の選択により、それぞれ別個に特例の適用を受けるか否かを選択できます。

【法令等】

能登税特法3、4

6 雑損失の繰越控除の特例の概要

問 雑損失の繰越控除の特例の概要を教えてください。

(答)

確定申告書を提出する居住者が、特定雑損失金額を有する場合には、その特定雑損失金額が生じた年の翌年分以後5年間繰り越すことができます(所法71の2)。

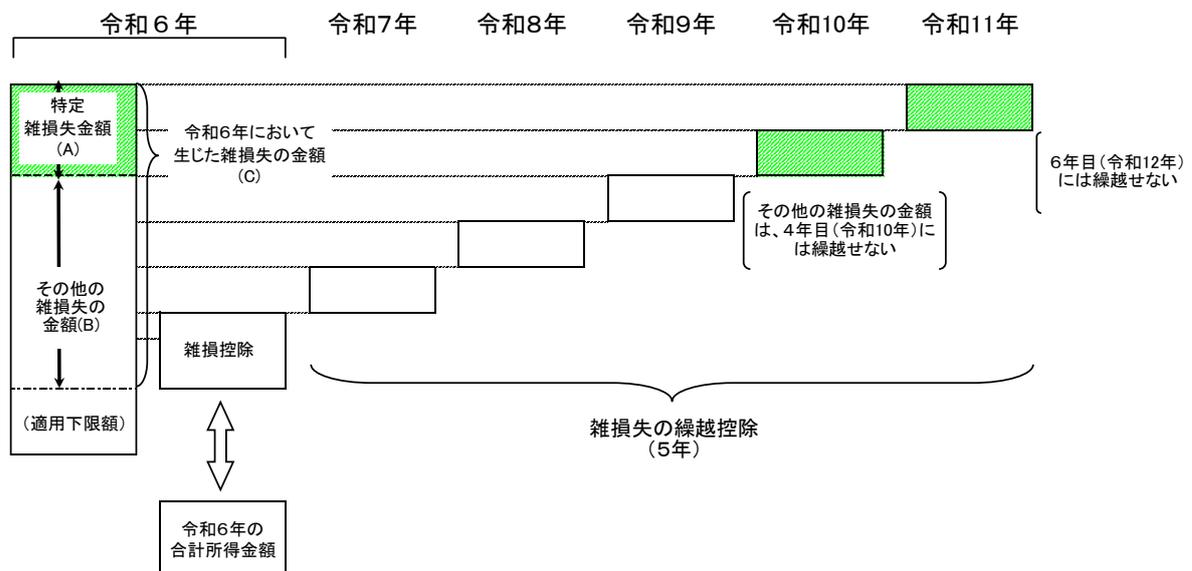
(注) 「特定雑損失金額」とは、その年において生じた雑損失の金額のうち、自己又は自己と生計を一にする一定の親族の有する住宅家財等について特定非常災害により生じた損失の金額(当該特定非常災害に関連するその自己によるやむを得ない支出を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除きます。)に係るもの特定非常災害により生じた損失の金額に係るものをいいます。

なお、「一定の親族」とは、自己と生計を一にする配偶者その他の親族でその年分の合計所得金額が48万円以下であるものとされています。

具体的には、次のようになります。

- ① 能登半島震災による損失の金額を令和6年分の所得税で雑損控除の適用を受けた場合に生じた特定雑損失金額…令和7年から令和11年までの各年分に繰越しが可能
- ② 能登半島震災による損失の金額を能登税特法の雑損控除の特例を適用して令和5年分の所得税で雑損控除の適用を受けた場合に生じた特定雑損失金額…令和6年から令和10年までの各年分に繰越すことが可能

【例：令和6年で雑損控除を受ける場合】



(注) 特定雑損失金額が生じた年において、雑損失の金額の対象となる損失の金額のうち、特定非常災害により生じた損失の金額とその他の損失金額がある場合には、その年の雑損失の金額は、特定非常災害により生じた損失の金額から順次成るものとされています。

また、その年の雑損失の金額のうち、特定雑損失金額とその他の雑損失金額がある場合の雑損控除及

び雑損失の繰越控除は、先ずその他の雑損失の金額から控除することとされています。

【法令等】

所法 71 の 2、能登税特法 3、所令 206④⑤、

7 更正請求書の提出により雑損控除の特例の適用を受ける場合の提出期限

問 能登税特法の施行前に令和5年分の確定申告を済ませました。雑損控除の特例を適用して令和5年分の所得で雑損控除を適用する場合、更正の請求をいつまでに行えばよいですか。

(答)

雑損控除の特例を適用して令和5年分の所得で雑損控除を適用する場合、能登税特法の施行日から起算して5年を経過する日までに更正請求書を税務署に提出する必要があります。

【法令等】

通則法 23、能登税特法 3、能登税特法附則 2

8 源泉所得税の徴収猶予との関係

問 能登半島震災で被災し、源泉所得税の徴収猶予を受けていますが、令和5年分において雑損控除の特例の適用を受けた場合、この徴収猶予についてはどのようになりますか。

(答)

能登半島震災による住宅・家財について甚大な被害を受けたことから災害減免法の規定により令和6年分の給与等・公的年金等・報酬料金等について源泉所得税の徴収猶予の適用を受けていた方が、能登税特法の規定により能登半島震災により生じた損失の金額を令和5年分において雑損控除の特例の適用を受けるための確定申告書又は修正申告書（以下「確定申告書等」といいます。）を提出した場合、又は令和5年において雑損控除の特例の適用を受けるために更正の請求書を提出した方が更正を受けた場合には、その提出日又はその更正に係る更正通知書の送達があった日において令和6年の給与等・公的年金等・報酬料金等について受けていた徴収猶予は終了することとされています。

この場合には、税務署長は源泉徴収義務者にその旨を通知することとされています。

また、能登半島震災による損失額を令和5年分の所得税で雑損控除の適用を受けた場合に令和6年分以後に繰り越すことができる特定雑損失金額が生じ、令和6年分以後の年分において繰越控除の適用を受けることができるようなときは、引き続き令和6年分の給与等・公的年金等・報酬料金等についての源泉所得税の徴収猶予の適用を受けることができる場合があります。

【法令等】

能登税特令 8

9 繰越雑損失に係る源泉所得税の徴収猶予との関係

問 能登税特法の規定により令和5年分において雑損控除の特例の適用を受けたところ、繰越雑損失が生じました。
この場合において、源泉所得税の徴収猶予を受けることができますか。

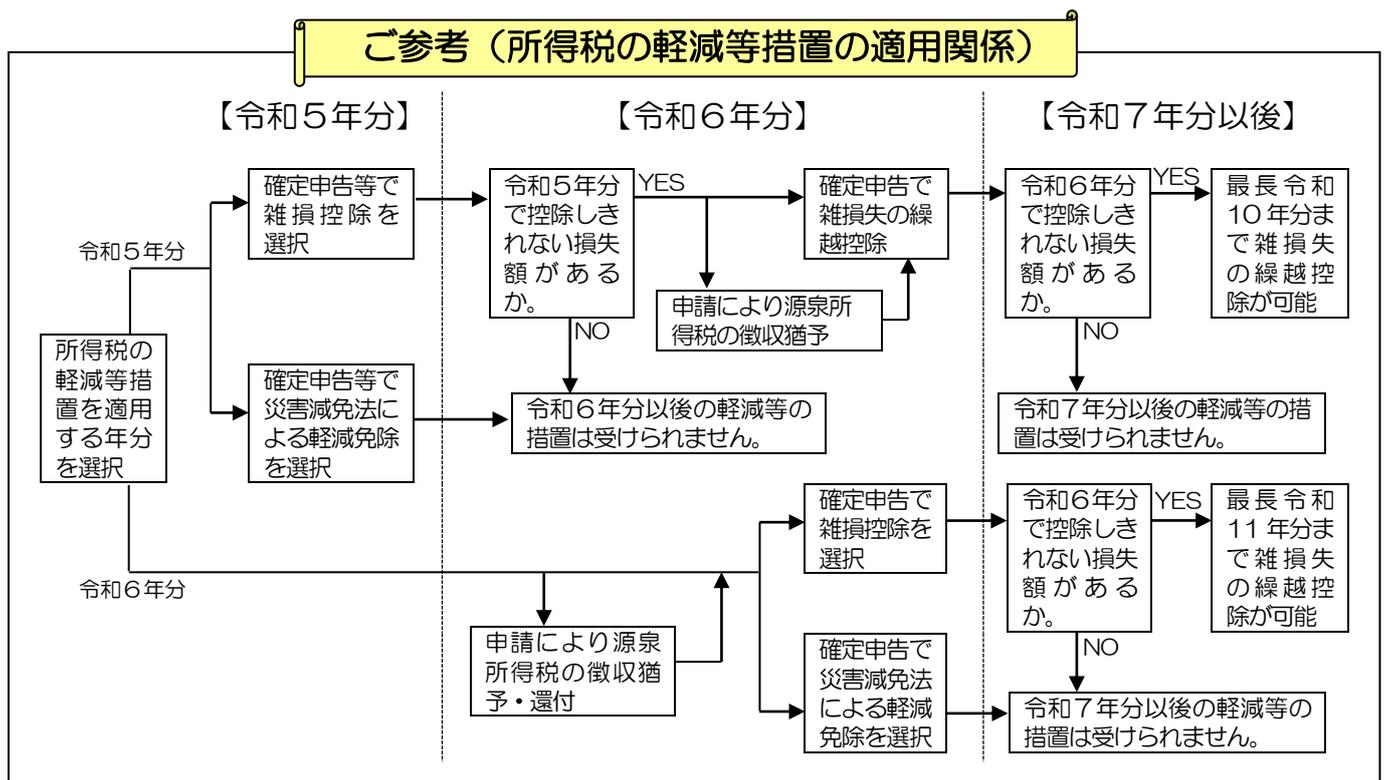
(答)

災害減免法に基づく源泉所得税の徴収猶予は、損失が生じた年の翌年分以後に繰り越す雑損失の金額がある場合においても受けることができます。

能登半島震災により生じた損失の金額について、令和5年分において雑損控除の適用を受けた場合において令和6年分以後に繰り越すことのできる特定雑損失金額が生じたときは、支払を受ける給与等のうち、その雑損失の金額や給与所得控除額などの見積額を基に一定の方法で計算した金額に達するまでの金額について、申請により源泉所得税の徴収猶予を受けることができます。

【法令等】

能登税特令8、災害減免法3⑤、災害減免令9②、10



第6 事業所得等の取扱い

【共通】

1 事業用資産等に生じた損失

問 事業用資産等に生じた損失の取扱いの概要を教えてください。

(答)

事業用資産等に生じた損失の取扱いについては、その方の有する事業用資産等の種類、損失の原因によりその取扱いは異なります。

また、能登税特法及び所得税法の規定により、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等及び純損失の繰越控除の特例等が適用されます。

詳しくは、「I 各種制度の概要」第1の2の表の該当箇所及び第1の3を参照してください。

2 被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例の適用対象者

問 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例の適用対象者は、指定地域内に住所や事業所を有する方に限られますか。

また、適用対象資産は、指定地域内に所在するものに限られますか。

(答)

被災事業用資産の損失を令和5年分の所得金額の計算上の必要経費に算入する特例（被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等）の適用対象者は、能登半島震災により棚卸資産や事業用の固定資産などの事業用資産について損害を受けた方であり、指定地域内に住所や事業所を有する方に限りません。

また、この被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例の適用対象となる棚卸資産や事業用固定資産などの事業用資産は、能登半島震災により損害を受けたものであり、指定地域内に所在する事業用資産に限りません。

【法令等】

能登税特法 4

3 被災事業用資産の損失に含まれる災害関連支出

問 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等を適用する場合の、被災事業用資産等の損失に含まれる災害関連支出の金額は、いつまでに支出したものが対象となりますか。

(答)

被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例を適用する場合の、被災事業用資産等の損失に含まれる災害関連支出の金額は、令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出したものを対象とすることとされています。

(注) 災害関連支出の金額は、見積りにより計上することはできません。

なお、令和5年に生じた損失とみなして被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等の適用を受けた方が、その後に支出した災害関連支出の金額については、更正の請求をすることができる期間内に支出したものに限り、令和5年分の災害関連支出として差し支えありません。

【法令等】

能登税特令4①、5②

4 被災事業用資産の特例等の部分的選択

問 能登半島震災により棚卸資産や事業用固定資産について生じた損失の金額の一部を令和5年分の事業所得の必要経費とし、残余を令和6年分の事業所得の必要経費とすることは認められますか。

(答)

事業所得者は、その選択により、能登半島震災により棚卸資産や事業用固定資産について生じた損失の金額を令和5年分に生じたものとして、令和5年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができます。

この場合、棚卸資産について生じた損失の金額の全部を令和5年分の必要経費とし、事業用固定資産（これに準ずる一定の資産を含みます。以下同じです。）について生じた損失の金額の全部を令和6年分の必要経費とすることや、棚卸資産について生じた損失の金額の全部を令和6年分の必要経費とし、事業用固定資産について生じた損失の金額の全部を令和5年分の必要経費とすることは認められます。

しかし、棚卸資産について生じた損失の金額の一部を令和5年分の必要経費とし、残余を令和6年分の必要経費とすることや、事業用固定資産について生じた損失の金額の一部を令和5年分の必要経費とし、残余を令和6年分の必要経費とすることはできません。

【法令等】

能登税特法4①、②

5 純損失の繰越控除の特例における一定の要件

問 純損失の繰越控除の特例において、令和6年において生じた純損失の金額のうち、被災事業用資産震災損失による純損失以外の純損失について繰越控除の適用を受けるための10%要件を詳しく教えてください。

(答)

1 次の要件を満たす方の令和6年において生じた純損失の金額のうち、所得税法により繰越控除の対象となる純損失の金額の繰越期間が5年間とされます。

<要件>

その有する事業用資産等(土地等を除きます。)の価額のうち、事業資産特定災害損失額又は不動産等特定災害損失額の占める割合が10%以上であること

2 繰越控除の対象となる純損失の金額とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 青色申告者…令和6年分の純損失の金額
- ② 白色申告者…令和6年分の純損失の金額のうち、次の金額の合計額に達するまでの金額
 - イ 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額
 - ロ 被災事業用資産の損失の金額

3 要件の判定については、被災事業用資産震災損失額が事業所得について生じたか、不動産所得又は山林所得のいずれについて生じたかにより、計算式が異なります。

(1) 事業所得者の場合

$$\frac{\text{事業資産特定災害損失額(注1)}}{\text{その者の事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額(注2)}} \geq 10\%$$

(注1) 「事業資産特定災害損失額」とは、①その方の棚卸資産について特定非常災害により生じた損失の金額と②その方の事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額の合計額をいいます。なお、①及び②の損失の金額が、令和5年及び令和6年等複数の年において生じた場合にはその合計額となります。

「事業用固定資産」とは、土地又は土地の上に存する権利以外の固定資産及び繰延資産(必要経費に算入されていない部分に限る。)をいい、事業用資産の損失の金額とは、災害関連支出を含み、保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除いた金額をいいます。

(注2) 事業用固定資産の価額は、その種類に応じて次のように計算します。

- ① 固定資産…特定非常災害により損失が生じた日にその固定資産の譲渡があったものとみなした場合のその固定資産の取得費とされる金額に相当する金額
- ② 繰延資産…その繰延資産の額から、その償却費として特定非常災害による損失が生じた年の前年以前の各年分において所得の金額の計算上必要経費に算入され

た金額の累積額を控除した金額

なお、**事業用固定資産の価額の合計額**とは、その方の事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額をいいます。したがって、特定非常災害により被災した事業用固定資産以外にも事業用固定資産を有する場合には、その事業用固定資産の価額も合計した額となります。

(注3) 事業資産特定災害損失額の計算に当たっては、特定非常災害により被害を受けたその者の保有する事業用資産等の損失額のほか、その事業用資産等につき通常の使用をするために支出した復旧費用（原状回復費用）が災害関連支出として、事業資産特定災害損失額に含まれます。

この原状回復費用は、災害のやんだ日から一年を経過した日（大規模な災害の場合（注）には、災害のやんだ日から1年を超え3年を経過した日）の前日までに支出したものが対象となります。なお、原状回復費用は、実際に支出した年において災害関連支出として計上し、その年において生じた純損失の金額については繰越控除の適用を受けることとなります。

純損失の繰越控除の特例は、令和5年4月1日以後に発生した特定非常災害（能登半島震災も含まれます。）により生じた純損失の金額の繰越期間を5年間（通常：3年間）とする特例であり、能登半島震災により生じた純損失の金額が純損失の繰越控除の特例の対象となるものであるかどうかを明確にする観点から、純損失の繰越控除の特例の適用要件の判定に当たっては、災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までに支出が見込まれる原状回復費用についても、見積書により事業資産特定災害損失額に算入しても差し支えないこととします。

(注) 能登半島震災は大規模な災害の場合に該当します。

(2) 不動産所得者又は山林所得者の場合

$\frac{\text{不動産等特定災害損失額（注1）}}{\text{その者の不動産所得又は山林所得事業用固定資産の価額の合計額（注2）}} \geq 10\%$

(注1) 「**不動産等特定災害損失額**」とは、その方の不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額の合計額をいいます。なお、①及び②の損失の金額が、令和5年及び令和6年等複数の年において生じた場合にはその合計額となります。事業用固定資産及びその損失の金額については、事業所得者の場合と同じです。

また、不動産所得と山林所得とは、別々に割合を計算します。

(注2) 事業用固定資産の価額及び合計額については、事業所得者の場合と同じです。

【法令等】

所法70の2、所令203の2

6 被災事業用資産の損失と繰戻し還付請求

問 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等の適用により、棚卸資産、事業用の固定資産又は山林について能登半島震災により生じた損失の金額を令和5年分の事業所得の計算上必要経費に算入した場合において、令和5年分において生じた純損失の金額を令和4年分に繰り戻して還付を受けることはできますか。

令和4年分及び令和5年分において青色申告書を提出しています。

(答)

青色申告者がその年において生じた純損失の金額については、その前年においても青色申告書を提出している場合には、その前年分に繰り戻して還付を受けることができることとされています。

青色申告者が、被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例を適用し、棚卸資産、事業用の固定資産又は山林について能登半島震災により生じた損失の金額（以下「被災事業用資産震災損失額」といいます。）を、令和5年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入した場合においても、令和5年において生じた純損失の金額を繰戻し還付の規定により令和4年分の所得税から還付を受けることができます。

この場合において、令和5年分の純損失の金額のうち、特定非常災害により生じた被災事業用資産の損失による純損失の金額（被災純損失金額）とその他の純損失の金額とがあるときは、繰戻し還付による還付金額の計算の基礎となる金額は、先ずその他の純損失の金額から成るものとされています。

（注1） 令和4年分に繰り戻さなかった部分の被災純損失の金額は、令和6年分以後5年間にわたり繰り越すことができます。

（注2） 事業用資産の震災損失額について、被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例を適用するために更正請求書を提出する場合には、その更正請求書の提出と同時に純損失の繰戻し還付請求書を提出します。

【イメージ】

損失の種類		年分	4 (注)	5	6	7	8	9	10	11	12
純損失の金額	令和5年変動所得損失金額	繰戻し	A以外の純損失金額	繰越期間 所法70①				×	×	×	×
	令和5年その他の被災事業用資産の損失	繰戻し		繰越期間 所法70①				×	×	×	×
	令和5年その他の純損失	繰戻し		繰越期間 所法70①				×	×	×	×
	令和6年震災による被災事業用資産の損失(事業用資産)	繰戻し	被災純損失金額(A)★	繰越期間 所法70の2③					×	×	

(注)令和4年も青色申告の場合

【法令等】

能登税特法4、所法70、70の2、140、能登税特令6、能登税特法附則2

7 被災事業用資産の損失と繰戻し還付請求（死亡した方）

問 能登半島震災により死亡した青色申告者の事業用資産の震災損失額を令和5年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入しました。その結果、純損失の金額がある場合、その純損失の取扱いはどうなりますか。

令和4年分及び令和5年分において青色申告書を提出しています。

（答）

青色申告者の相続人が、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例を適用し、事業用資産の震災損失額を令和5年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する申告をした場合に生じた純損失の金額は、令和4年分へ繰戻し還付を行うことができます。更に、令和6年分の所得税に繰り越して控除を受けることができます。

【法令等】

能登税特法4、所法141、能登税特令6

8 被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例等の会計処理

問 能登税特法の被災事業用資産の損失の必要経費算入等の特例等の適用を受けた場合には、それらについての会計処理はどのように行えばよいですか。

(答)

次に掲げる資産の種類に応じて、それぞれ次に掲げる会計処理を行います。

1 棚卸資産 損失額 50

(1) 売上原価で処理する場合

① 令和5年12月31日（令和5年分の確定申告書の提出時の修正）

売上原価	50	/	被災損失引当金	50
（被災損失引当金繰入損）				

② 令和6年12月31日

被災損失引当金	50	/	売上原価	50
（被災損失引当金取崩益）				

(2) その他の科目で処理する場合

① 令和5年12月31日（令和5年分の確定申告書の提出時の修正）

被災棚卸資産損失額	50	/	被災損失引当金	50
（被災損失引当金繰入損）				

② 令和6年12月31日

被災損失引当金	50	/	被災損失引当金取崩益	50
---------	----	---	------------	----

2 固定資産 損失額 200

(1) 令和5年12月31日（令和5年分の確定申告書の提出時の修正）

被災固定資産損失額	200	/	被災損失引当金	200
（被災損失引当金繰入損）				

(2) 令和6年12月31日

被災損失引当金	200	/	固定資産	200
---------	-----	---	------	-----

3 山林 損失額 100

(1) 令和5年12月31日（令和5年分の確定申告書の提出時の修正）

被災山林損失額	100	/	被災損失引当金	100
（被災損失引当金繰入損）				

(2) 令和6年12月31日

被災損失引当金	100	/	山林	100
---------	-----	---	----	-----

9 棚卸資産の寄附

問 寝具店を営む事業所得者ですが、能登半島震災の被災者に対し、棚卸資産である時価100万円相当額の毛布や布団を無償で提供しました。この場合の所得税法上の取扱いはどうなりますか。

(答)

棚卸資産を寄附した場合には、その資産の時価相当額を事業所得の金額の計算上総収入金額に算入することとなります。

なお、その寄附先が寄附金控除の対象となる国、地方公共団体等である場合には、その時価相当額で寄附があったものとして、寄附金控除の対象となります。

【法令等】

所法 40①、78②一、所基通 39-1

10 補てんされる金額の取扱い

問 能登半島震災により被災した事業用資産について、保険金を受け取りました。この場合の保険金の取扱いはどうなりますか。

(答)

1 棚卸資産について受け取った保険金

被災した棚卸資産について受け取る保険金は、事業所得の金額の計算上総収入金額に算入することになります。

2 事業用固定資産について受け取った保険金

被災した事業用固定資産について受け取る保険金は非課税となりますが、必要経費に算入される事業用固定資産に係る損失の金額の計算上その保険金の額を控除します。

(注) その受け取る保険金の額が、その損失額を超える場合には、その超える部分の金額も非課税となります。

【法令等】

所法 40①、78②一

11 賃借権の放棄

問 居住の用に供するために賃借していたマンションが能登半島震災により損壊したため、残りの賃借期間についてその賃借権を放棄しました。この場合、すでに支払った権利金の取扱いはどうになりますか。

(答)

能登半島震災により、権利金を支払って賃借していた居住用の家屋が損壊したため、賃借権を放棄した場合におけるその権利金の被災時現在の未償却残額に相当する部分の金額については、雑損控除の対象となる損失額に含まれます。

(注) 「その権利金の被災時現在の未償却残額に相当する部分」とは、その権利金を繰延資産とみなして事業所得の金額の計算の例により償却することとした場合に被災時現在において残存する部分をいいます。

12 損害賠償金の取扱い

問 クリーニング店を営んでいますが、能登半島震災により、お客様から預かっていた衣装が滅失しました。このため、お客様に損害に対する賠償金を支払いましたが、この賠償金は事業所得の金額の計算上必要経費になりますか。

(答)

お客様に支払った損害賠償金は事業所得の金額の計算上必要経費になります。

また、災害により事業に関連して保管している第三者の物品について損害が生じた場合に支払う損害賠償金は、災害関連費用として被災事業用資産の損失の金額となることから、納税者の選択により、令和5年分又は令和6年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法 37、45、70③、所令 203、所基通 70－8(2)

【農業所得関係】

13 農産物に生じた損失

問 収穫前、収穫後の作物が津波により流出しました。この場合の損失の金額の取扱いはどのようなになりますか。

(答)

収穫前、収穫後に関わらず、作物に係る損失の金額は、納税者の選択により、令和5年分又は令和6年分の事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

なお、その収穫前の作物に係る損失に関し共済金が支給された場合、その共済金は、令和6年分の事業（農業）所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなりますが、納税者が作物に係る損失の金額を令和5年分の事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入した場合には、その共済金は、その作物に係る損失の金額を限度として令和5年分の事業（農業）所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなります。

【法令等】

所法 37①、能登税特法 4①、能登税特令 4②

14 未収穫農作物に係る損失の金額の計算

問 未収穫農作物が流出した場合の損失の金額の計算方法はどのようなになりますか。

(答)

野菜等の立毛など未収穫の農作物が災害により枯死、倒伏、流出、冠水等をしたことにより、滅失した場合の損失の金額は、その農作物に係る種苗費の額並びに成熟させるために要した肥料費、労務費及び経費の額の合計額が、収穫できた部分の農作物の収穫時の価額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額となります。

なお、損失の金額を計算する場合の計算単位は、農作物の種類、ほ場の区分等により、その損失額を合理的に計算できる範囲を単位として差し支えありません。

【法令等】

所法 37①、所基通 70-3

15 農業用固定資産が滅失した場合

問 農業用機械、ビニールハウス等が能登半島震災により滅失しました。この場合の損失の金額の取扱いはどのようになりますか。

(答)

減価償却資産である農業用機械、ビニールハウス等が滅失した場合、その損失の金額（未償却残高）は、納税者の選択により、令和5年分又は令和6年分の事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

【法令等】

所法 51①、能登税特法 4②

16 農業用固定資産を修繕した場合

問 農業用機械、ビニールハウス等が能登半島震災により損壊したため修繕を行いました。この場合の修繕費用の取扱いはどのようになりますか。

(答)

農業用機械、ビニールハウス等が損壊したため修繕した場合、その修繕費用（原状回復費用）は、その修繕費用の発生した日の属する年分の事業（農業）所得の金額の計算上必要経費に算入することとなります。

なお、その修繕費用を令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出した場合、その修繕費用は、納税者の選択により、令和5年分の事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法 37①、70③、所令 203 二ロ、能登税特法 4 ②

17 津波による田畑の被害

問 田畑が津波により浸水し、海水や泥が滞留しました。この田畑について生じた損失の金額の取扱いはどのようになりますか。

(答)

滞留した海水や泥を除去する費用や地質改良に要した費用（原状回復費用）は、その費用の発生した日の属する年の事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

なお、その費用を令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出した場合、その費用は、納税者の選択により、令和5年分の事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法 37①、70③、所令 203 二イ、能登税特法 4 ②

【畜産業関係】

18 家畜の損失

問 家畜が能登半島震災により死亡しました。
この場合の損失の金額の取扱いはどのようになりますか。

(答)

- 1 棚卸資産である家畜が死亡した場合、その家畜に係る損失の金額は、納税者の選択により、令和5年分又は令和6年分の事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。なお、その死亡した家畜の損失に係る共済金が支給された場合、その共済金は、令和6年分の事業（農業）所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなりますが、納税者が家畜に係る損失の金額を令和5年分の事業（農業）所得の金額の計算上必要経費に算入した場合には、その共済金は、その家畜に係る損失の金額を限度として令和5年分の事業（農業）所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなります。
- 2 減価償却資産である家畜が死亡した場合、その損失の金額（未償却残高）は、納税者の選択により、令和5年分又は令和6年分の事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。なお、家畜の損失に係る共済金が支給された場合、その家畜に係る損失の金額からその共済金を控除した金額を必要経費に算入することとなります。

【法令等】

所法 37①、51①、能登税特法 4①②、能登税特令 4②

19 畜産用固定資産の損失

問 畜産用車両、畜舎等が能登半島震災により滅失しました。
この場合の損失の取扱いはどのようになりますか。

(答)

減価償却資産である畜産用車両、畜舎等が滅失した場合、その損失の金額（未償却残高）は、納税者の選択により、令和5年分又は令和6年分の事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

【法令等】

所法 51①、能登税特法 4②

20 畜産用固定資産の修繕

問 畜産用車両、畜舎等が能登半島震災により損壊したため修繕を行いました。この場合、修繕費用の取扱いはどのようになりますか。

(答)

畜産用車両、畜舎等が損壊したため修繕した場合、その修繕費用（原状回復費用）は、その修繕費用の発生した日の属する年分の事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

なお、その修繕費用を令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出した場合、その修繕費用は、納税者の選択により、令和5年分の事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法 37①、70③、所令 203 二ロ、能登税特法 4 ②、能登税特令 5 ②

21 津波による牧場等の損失

問 家畜業に供している土地について、津波により海水や泥が滞留しました。この土地について生じた損失の金額の取扱いはどのようになりますか。

(答)

滞留した海水や泥を除去する費用や地質改良に要した費用（原状回復費用）は、その費用の発生した日の属する事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

なお、その費用を令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出した場合、その費用は、納税者の選択により、令和5年分の事業（農業）所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法 37①、70③、所令 203 二イ、能登税特法 4 ②、能登税特令 5 ②

【漁業関係】

22 漁船等の損失

問 漁船、機械等が津波により滅失しました。
この場合の損失の金額の取扱いはどのようになりますか。

(答)

漁船、機械等が滅失した場合、その損失の金額（未償却残高）は、納税者の選択により、令和5年分又は令和6年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

【法令等】

所法 51①、能登税特法 4②

23 漁船等の修繕費用

問 漁船、機械等が津波により損壊したため修繕を行いました。この場合の費用の取扱いはどのようになりますか。

(答)

減価償却資産である漁船、機械が損壊したため修繕した場合、その修繕費用（原状回復費用）は、その修繕費用の発生した日の属する年の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

なお、その修繕費用を令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出した場合、その修繕費用は、納税者の選択により、令和5年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法 37①、70③、所令 203 二ロ、能登税特法 4②、能登税特令 5②

第7 住宅借入金等特別控除の取扱い

1 住宅借入金等特別控除の取扱い（居住の用に供することができなくなった場合）

問 これまで住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋が、能登半島震災により倒壊し、居住の用に供することができなくなったため、新たに住宅借入金を借り入れ、家屋を取得しました。この場合、能登半島震災の日まで居住していた家屋について、令和6年以後の各年分について住宅借入金等特別控除の適用は受けられますか。また、新たに取得した家屋についても住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできますか。

（答）

住宅借入金等特別控除の適用を受ける家屋（以下「従前家屋」といいます。）が災害により居住の用に供することができなくなった場合には、居住の用に供することができなくなった日まで引き続き居住の用に供していれば、その年以後の適用期間内においても、住宅借入金等特別控除の適用を引き続き受けることができます。ただし次に掲げる各年分を除きます。

- 1 従前家屋若しくはその敷地の用に供されていた土地等又はその土地等に新たに建築した建物等を事業の用若しくは賃貸の用又は親族等に対する無償による貸付けの用に供した場合（災害に際し被災者生活再建支援法が適用された市区町村（※）の区域内に所在する従前家屋をその災害により居住の用に供することができなくなった者（以下「再建支援法適用者」といいます。）が土地等に新築等をした家屋について、住宅借入金等特別控除等の適用を受ける場合を除きます。）における事業の用若しくは賃貸の用又は貸付けの用に供した日の属する年
- 2 従前家屋又はその敷地の用に供されていた土地等を譲渡し、その譲渡について居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除又は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける場合における譲渡の日の属する年
- 3 災害により従前家屋を居住の用に供することができなくなった者（再建支援法適用者を除きます。）が新たに取得等をした家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受けた年

※ 能登半島震災に係る被災者生活再建支援法の適用がされる市区町村

石川県内全域、富山県内全域、新潟県新潟市（令和6年2月2日現在）

なお、再建支援法適用者が家屋の再取得等をした場合には、従前家屋に係る住宅借入金等特別控除等と再取得等をした家屋に係る住宅借入金等特別控除等を重複して適用できますが、その重複して適用できる年における税額控除額は、二以上の居住年に係る住宅借入金等特別控除等の控除額の調整措置による金額となります。

従前家屋に係る住宅借入金等特別控除等と再取得等をした家屋に係る住宅借入金等特別控除等を重複して適用する場合の具体的な控除額の計算方法・お手続きについては、最寄りの税務署にお尋ねください。

【法令等】
措法 41②

2 住宅借入金等特別控除の取扱い（一時的に居住の用に供していない場合）

問 これまで住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋が能登半島震災により一部損壊し、一時的に居住の用に供することができなくなりました。この場合、本年分及び残りの控除期間について住宅借入金等特別控除の適用は受けられますか。

（答）

能登半島震災により、居住の用に供していた家屋の一部が損壊するなどして、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその住宅を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとして、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

【法令等】

措法 41①、措通 41－2(2)

第8 義援金・見舞金等

1 災害義援金

問 能登半島震災に関し、日本赤十字社や新聞・放送等の報道機関等の募金団体に対して災害義援金を拠出した場合、この災害義援金は寄附金控除の対象となりますか。

(答)

個人が、能登半島震災に際して募金団体に義援金等を寄附する場合には、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものである場合には、「国等に対する寄附金」として、寄附金控除の対象となる寄附金に該当します。

具体的には、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認されたときには、その義援金等は「国等に対する寄附金」に該当するものとして取り扱われます。

(注) 直接、日本赤十字社、報道機関等に対して支出する義援金等で、最終的に地方公共団体に拠出されるものは、特段の確認手続を要することなく、「国等に対する寄附金」に該当します。

【法令等】

所法 78②一、所基通 78-5

2 災害義援金の募集に係る確認手続

問 ○○団体として災害義援金を募集し地方公共団体へ拠出したいと考えていますが、この場合、税務上どのような手続が必要ですか。

(答)

日本赤十字社や新聞・放送等の報道機関等の募金団体が募集する災害義援金等が、募金趣意書等により、最終的に地方公共団体が組織する義援金配分委員会等に対して拠出されることが明らかにされている場合には、その災害義援金等は国等に対する寄附金として寄附金控除の対象となる特定寄附金に該当します。

義援金等を募集する募金団体にあつては、募集する義援金等が国等に対する寄附金に該当するかどうかについて、最寄りの税務署の法人課税部門又は個人課税部門にお尋ねください。

なお、税務署では募金団体に対して拠出した義援金が最終的に地方公共団体に拠出されるものであるかどうか次の手続により確認します。

1 国内の災害に際して募金団体が募集する義援金等が地方公共団体に対する寄附金に該当するかどうかの確認、募金団体からの照会に対する対応の事務は、その緊急性、手続の簡素化等が求められていることに鑑み、原則として、その募金団体の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長が行います。

2 募金団体から照会があった場合には、募金要綱、募金趣意書等により、その義援金等が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが明らかであるかどうかを確認した上で、地方公共団体に対する寄附金に該当することになる旨を回答します。

また、これと併せて、次の事項について確認を行います。

なお、募金団体と想定されるもので、その募金団体から寄附金等に関する取扱いにつき照会が行われていないもの（新聞報道等からでは、義援金等が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されるかどうか明らかでないものを含みます。）を新聞報道等で把握した場合も、必要に応じ次の事項について確認を行います。

(1) 確認事項

- イ 募金団体の名称、代表者名、所在地
- ロ 募集した義援金等の受付の専用口座等
- ハ 募集した義援金等の拠出先等
- ニ 募金要綱、募金趣意書の有無等

(注) その義援金等が地方公共団体に対する寄附金であることを明記した募金要綱、募金趣意書のあることが望ましいですが、募金団体が募金要綱や募金の趣旨等を新聞紙上等で広く一般に周知している場合は、これを確認することにより募金要綱、募金趣意書の有無の確認に代えて差し支えありません。

ホ 預り証等の発行の有無等

(注) 義援金等の受付の専用口座へ振り込む場合を除き、地方公共団体に対する寄附金である旨を明記した預り証等を発行することが望ましいですが、募金活動終了後に新聞

紙上に募金者の氏名等を掲載することとしている場合には、その旨を確認することにより預り証等の発行の有無の確認に代えて差し支えありません。

(2) 事後報告事項

募金活動を終了した場合には、(1)の確認を行った税務署長に対して義援金配分委員会等が受領したことを証する書類の写し及び収支報告書を提出します。

(注) 収支報告書を新聞紙上に掲載すること等により広く一般に周知する場合は、これにより収支報告書の提出に代えて差し支えありません。

【法令等】

所基通 78-5、事務運営指針（平成 14 年 2 月 25 日付課法 2-3 ほか 1 課共同「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について」（事務運営指針）

3 見舞金を受け取った場合

問 能登半島震災後、友人、知人から見舞金を受け取りましたが、この見舞金の課税はどのようにになりますか。

(答)

個人が、友人や知人から見舞金や義援金を受け取った場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

【法令等】

所法 9 十七、十八、所令 30 三、所基通 9 -23、相基通 21 の 3 - 9

4 日本赤十字社からの義援金の配分を受けた場合

問 日本赤十字社が募集している義援金の配分を受けました。この受け取った義援金の課税関係はどうなりますか。

(答)

被災者の方が、日本赤十字社等が募集する令和 6 年能登半島地震災害義援金の配分を受けた場合は、所得税法上、非課税となります。

なお、この配分を受けた義援金は、資産の損害の補てんを目的とするものではないことから雑損控除における損失額の計算上、その金額を控除する必要はありません。

(注) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく「災害弔慰金」、被災者生活再建支援法に基づく「被災者生活再建支援金」、石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金の支給に関する要綱に基づく「臨時特例給付金」、令和 6 年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金交付要綱に基づく「給付金」についても非課税となります。

【法令等】

所令 30 三、災害弔慰金の支給等に関する法律 6、被災者生活再建支援法 21

令和 6 年 3 月 29 日改訂

5 災害見舞金に充てるための同業者団体等の分担金

問 加入している同業者組合では、組合員が災害にあった場合に、災害見舞金に充てるために組合員から分担金を集めています。今回の能登半島震災においてこの分担金を支払いましたが、この支出した金額は必要経費になりますか。

(答)

業務を営む個人が、所属する同業団体等の構成員の有する事業用資産について能登半島震災により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って、同業団体等から賦課され、拠出する分担金等は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されます。

【法令等】

所基通 37-9 の 6

第9 申告手続等

1 手続等を行う税務署

問 避難所等に避難していますが、還付等の手続はどこで受け付けてもらえますか。

(答)

納税地を所轄する税務署の管轄外に避難されている方からの（国税に関する）ご相談や申告等の手続については、避難所等の最寄りの税務署においても受け付けています。

2 手続に必要なもの

問 雑損控除又は災害減免法による税金の軽減免除を受けるための手続には、どのようなものが必要ですか。

(答)

雑損控除又は災害減免法による税金の軽減免除を適用し所得税の軽減を受けるための計算をするために、次の①から⑤までの書類等をご用意ください。なお、手続をスムーズに行うため、市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、同証明書を持参していただくようお願いします。

- ① 被害を受けた資産の明細（資産内容、取得時期、取得価額等）が分かるもの
- ② 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細の分かるものとその領収書
- ③ 被害があったことによって受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額が分かるもの
- ④ 所得金額の計算に必要な書類（給与所得者の場合には「給与所得の源泉徴収票」）
- ⑤ 既に確定申告を行った方で更正の請求により雑損控除の特例又は災害減免法の特例の適用を受ける場合には、その申告書の控え

なお、これらの書類がない場合には、税務署窓口でその旨お話してください。

3 添付書類が手もとにない場合

問 給与所得の源泉徴収票を能登半島震災により消失しました。給与所得の源泉徴収票は確定申告書の作成に必要ですが、確定申告等の手続はどのようにしたらよいですか。

(答)

給与所得者が雑損控除等の適用を受けるために確定申告を行う場合には、確定申告書の作成のために、給与所得の源泉徴収票が必要となります。

源泉徴収票を能登半島震災により紛失した場合には、給与の支払者に再発行を請求していただく必要がありますが、再発行を請求できない場合や、その給与の支払者も能登半島震災により被害を受け源泉徴収票を再発行しうる状況にない場合には、税務署窓口でご相談ください。

4 帳簿書類の喪失（所得税確定申告）

問 能登半島震災により帳簿書類を消失してしまいましたが、申告（決算）はどのように行えばよいですか。

(答)

所得税法上、事業所得の金額は、その年分の総収入金額から必要経費の額を差し引いて計算することとされており、その計算は、原則として記帳記録等に基づいて行うこととされています。

能登半島震災により帳簿書類を消失し、所得計算ができない場合などには、例えば、その前年分の所得金額を参考にしたり、取引先に取引内容を照会するなど合理的な方法により所得計算を行うこととなります。

前年分の所得計算の内容を参考とする場合には、e-Tax により確定申告書等を提出している方は、PC から e-Tax ソフト（WEB 版）にログインすることで、メッセージボックスの確定申告書等を提出した際の受信通知から、申告書等の PDF ファイルをダウンロードすることができます（手数料はかかりません。）。

なお、所得税の確定申告書、収支内訳書若しくは青色申告決算書については、書面により提出している場合でも、e-Tax ソフト（WEB 版・SP 版）にログインすることで、PDF ファイルを取得できる「申告書等情報取得サービス」を提供しています（手数料はかかりません。）。

また、所轄税務署に来署いただくことで確定申告書等の閲覧をすることができます。

おって、避難所等に避難されている場合には、その最寄りの税務署にご相談ください。

(注1) 申告を行った後に、帳簿書類等が確認でき、その帳簿書類等に基づき正しい税額等が算出できた場合には、これを基に申告額を訂正（更正の請求又は修正申告）してください。

(注2) 詳しくは、国税庁ホームページ「[申告書等の情報の取得について](#)」をご覧ください。

5 帳簿書類の喪失（青色申告の特典）

問 青色申告書を提出する事業所得者ですが、能登半島震災により帳簿書類をなくした場合、青色申告の特典は認められますか。

（答）

所得税法上、青色申告者には、一定の記帳と帳簿書類の保存が義務付けられている一方、青色申告特別控除などの所得計算上の特典を受けることができます。

ところで、能登半島震災により帳簿書類を喪失された青色申告者についても、能登半島震災前までは、所定の帳簿書類を備え付け、記帳し、保存していたものと考えられますから、そのような方が何らかの合理的な方法により所得計算をして申告される場合には、原則として青色申告の特典は認められるものと解されます。

【法令等】

所法 148 ほか

6 帳簿書類の喪失等（消費税仕入税額控除）

問 帳簿書類を能登半島震災により喪失しました。また、仕入先であるインボイス発行事業者が被災したことにより、インボイスの交付を受けられず、インボイスを保存することができませんでした。
このような場合に、消費税額の計算上、仕入税額控除の適用は受けられますか。

（答）

ご質問の場合は、災害その他やむを得ない事情により帳簿書類（インボイスなど）を保存できなかった場合に該当しますので、帳簿書類（インボイスなど）の保存がない課税仕入れについても、仕入税額控除は認められます。

【法令等】

消法 30⑦ただし書

7 消費税の届出等に関する特例について

問 能登半島震災により被災しましたが、災害があった場合の消費税の届出等に関する特例について教えてください。

(答)

能登半島震災の被害を受けた事業者の方は、下記1及び2の消費税の届出等に関する特例（以下「届出災害特例」といいます。）の適用を受けることができます。

1 被災事業者が次の(1)又は(2)の届出をする場合の特例

(1) 消費税の課税事業者又は簡易課税制度を選択する（やめる）届出

被災事業者が、その被害を受けたことによって、被災日を含む課税期間以後の課税期間について、課税事業者を選択する（又はやめる）場合、又は簡易課税制度を選択する（又はやめる）場合には、指定日までに所轄税務署長へこれらの選択をする（又はやめる）旨の届出書を提出することにより、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

※1 届出災害特例の適用により、指定日までに課税事業者又は簡易課税制度を選択する旨の届出書を提出した事業者（又はこれらを選択した事業者が被災事業者となった場合）は、課税事業者又は簡易課税制度を2年継続して適用した後でなくても、その選択をやめることができます。

※2 課税事業者を選択した事業者が、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産（棚卸資産以外の固定資産で100万円（税抜き）以上のもの）を取得し、その取得した課税期間の確定申告を一般課税で行う場合等には、原則として、一定期間は課税事業者の選択をやめる旨の届出書及び簡易課税制度を選択する旨の届出書の提出ができませんが、届出災害特例により、被災日前又は指定日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出した被災事業者は、被災日を含む課税期間以後の課税期間から、これらの届出書の提出をすることができます。

(2) 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出

被災事業者であるインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者に限ります。）が、その被害を受けたことによって、インボイス発行事業者の登録の取消しを求める場合には、指定日までに所轄税務署長へ「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出することにより、その提出日の翌日からインボイス発行事業者の登録を取り消すことができます（この場合、原則としてその提出日の属する課税期間は納税義務が免除され、免税事業者となります。）。

なお、「消費税課税事業者選択届出書」を提出しているインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者に限ります。）については、指定日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより、その提出日の属する課税期間の納税義務が免除されるとともに、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出したとみなされ、その提出日の翌日からインボイス発行事業者の登録も取り消されることとなります。

（注1） 「消費税課税事業者選択届出書」を提出しているインボイス発行事業者は、そ

の登録の取消しのみでは、免税事業者となることはできませんのでご注意ください。

(注2) 「消費税課税事業者選択届出書」を提出しているインボイス発行事業者が、その登録を取り消すことなく、課税事業者の選択のみをやめることもできます。

この届出災害特例の適用により、インボイス発行事業者がその課税期間の初日から免税事業者となった場合でも、インボイス発行事業者の登録を受けてからその登録の取消しを受けるまでの間の取引について交付するインボイス等は有効なものとなります。したがって、取引先（買手）においては、その交付を受けたインボイス等に基づき仕入税額控除を行うことができます。

イ 届出災害特例の対象となる被災事業者とは

届出災害特例の対象となる被災事業者とは、次のいずれかに該当する事業者をいいます。

(イ) 指定地域内に納税地を有する被災事業者

(注) 指定地域とは、令和6年1月12日付国税庁告示第1号により申告等の期限を延長することとされている石川県及び富山県をいいます。

(ロ) 令和6年能登半島地震により税務署長から個別に申告等の期限の延長について期日を指定された被災事業者（所轄税務署長へ「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出し、期日を指定された被災事業者）

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の事業者で、令和6年能登半島地震により被災された事業者

【例】納税地にある事務所等は、令和6年能登半島地震により被害を受けていないが、指定地域内にある工場等が被害を受けた事業者

ロ 被災日とは

被災日とは、事業者が令和6年能登半島地震により被災事業者となった日をいいます。

ハ 指定日とは

指定日とは、次の事業者の区分ごとに、それぞれ次に掲げる日となります（令和6年1月12日付国税庁告示第2号）。

(イ) 指定地域内に納税地を有する被災事業者（上記イ(イ)の事業者で、(ロ)の個別に申告等の期限が延長された事業者を除きます。）

⇒ 申告等の期限の延長について別途国税庁告示で定める日（地域指定が解除された後の申告等の期限として指定される日）

(ロ) 税務署長から個別に申告等の期限の延長について期日を指定された被災事業者（上記イ(ロ)の事業者）

⇒ 所轄税務署長が申告等の期限として指定した日

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の被災事業者（上記イ(ハ)の事業者）

⇒ (イ)の告示で定める日を勘案して別途国税庁告示で定める日

二 届出の手続について

適用を受けようとする届出災害特例の内容に応じ、指定日までに次の届出書を所轄税務署長へ提出してください。

(イ) 消費税課税事業者選択届出書

(ロ) 消費税課税事業者選択不適用届出書

- (ハ) 消費税簡易課税制度選択届出書
- (ニ) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- (ホ) 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

(注) 提出に当たり、これらの届出書の「参考事項」欄又は余白に「能登半島地震の被災事業者」である旨を記載してください。

ホ 対象となる課税期間

届出災害特例の対象となる課税期間は、被災日を含む課税期間以後の課税期間です。

ヘ その他

届出災害特例による「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出する前に、仮決算による中間申告書を提出している場合、その中間申告書の内容を遡って変更する必要はありません。

2 次の①及び②の場合における事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用制限の解除

① 被災事業者が高額特定資産の仕入れ等を行った場合

高額特定資産（※1）の仕入れ等を行い、その課税期間について一般課税で申告を行う場合、事業者は、その仕入れ等の日（※2）の属する課税期間の初日から原則として3年間は納税義務が免除されず、また、その課税期間の初日から2年間は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができませんが、被災事業者については、被災日を含む課税期間以後の課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等に係るこれらの制限は適用されません。

したがって、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間以後（被災日を含む課税期間以後の課税期間に限ります。）の納税義務の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

※1 高額特定資産とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 自己建設高額特定資産（他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産）を取得した場合の高額特定資産の仕入れ等の日は、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の支払対価の額（事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税に相当する額を除きます。）の累計額が1,000万円以上となった日となります。

② 被災事業者が高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合

高額特定資産である棚卸資産等について棚卸資産の調整措置（※1）の適用を受けた場合、その適用を受けた課税期間の初日から、原則として3年間（※2）は納税義務が免除されず、また、その課税期間の初日から2年間は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができませんが、被災事業者については、被災日を含む課税期間以後の課税期間から、当該高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合に係るこれらの制限は適用されません。

したがって、高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった

課税期間の翌課税期間以後（被災日を含む課税期間以後の課税期間に限ります。）の納税義務の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

※1 棚卸資産の調整措置とは、免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産の課税仕入れ等に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入税額控除の計算の対象とする等の制度です。

※2 棚卸資産の調整措置を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産（他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったもの）にあつては、その建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの課税期間。

(1) 手続

事業者免税点制度の適用制限の解除については、下記(3)に該当する場合を除き、特段の届出は必要ありません(※)。なお、簡易課税制度を選択する場合には、指定日までに（指定日後においては、その選択をする課税期間開始の日の前日までに）所轄税務署長へ「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

※ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下のインボイス発行事業者が事業者免税点制度の適用を受けるためには、指定日までに所轄税務署長へその登録の取消しを求める旨の届出書（上記1(2)の届出書）を提出する必要があります（この届出書の提出により、その提出日の翌日からインボイス発行事業者の登録の効力を失います。また、原則としてその提出日の属する課税期間は納税義務が免除され、免税事業者となります。）。

(2) 対象となる課税期間

被災日を含む課税期間以後の課税期間から、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用制限が解除されます。なお、被災日以後に高額特定資産を取得する場合又は高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合は、被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行った場合又は高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合に限りです。

※ (1) ※のとおり、インボイス発行事業者が登録の取消しを求める旨の届出書を提出した場合には、原則としてその提出日の属する課税期間から納税義務が免除されます。

(3) 令和6年能登半島地震による災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受けていない場合

令和6年能登半島地震による災害に係る国税通則法第11条による申告等期限の延長の規定の適用を受けていない被災事業者が、当該事業者免税点制度の適用制限の解除の適用を受けようとする場合には、次のとおり以下の届出書をそれぞれの期日までに所轄税務署長へ提出する必要があります。

○ 高額特定資産を取得した被災事業者又は高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった被災事業者：「特定非常災害による消費税法第12条の4第1項（第2項）不適用届出書」

⇒ 高額特定資産の仕入れ等の日又は高額特定資産である棚卸資産等について棚卸資産

の調整措置の適用を受けることとなった日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日

8 雑損控除の特例を受けるための手続

問 雑損控除の特例を受けるための手続はどのようになりますか。

(答)

雑損控除の特例を適用するための手続は、次のとおりです。

1 「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の記入

生活に通常必要な資産について、能登半島震災により被害を受けた場合の損失額は、その損失が生じた時の時価を基礎として計算することとされていますが、能登半島震災により被害を受けた生活に通常必要な資産のうち、住宅、家財及び車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、この明細書を使用して損失額の合理的な計算方法により損失額を計算します。

(注) 次の場合には、「 年分 雑損失の金額の計算書」も併せて使用すると便利です。

- ① 能登半島震災に係る雑損失以外の雑損失がある場合
- ② 損失額の合理的な計算方法以外の方法で住宅等の損失額を計算する場合
- ③ 災害関連支出がある場合

2 確定申告書等への記入等

(1) 令和5年分の確定申告書を提出していない場合

令和5年分の確定申告書を提出していない場合には、雑損控除額等を記載した令和5年分の確定申告書を提出します。

この場合、令和5年分の所得金額から雑損控除額が引ききれず、令和6年分以後雑損失の繰越控除を適用する場合には、「申告書第一表・第二表」と併せて「申告書第四表」及び「令和5年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書（損失申告用）付表（特定非常災害の被災者の方用）」を使用します。

(2) 令和5年分の確定申告書を既に提出している場合

令和5年分の確定申告書を既に提出している場合であっても、申告期限内であれば、追加の手続なく改めて申告書の提出が可能です。また、申告期限後であっても、能登税特法の施行日から起算して5年を経過する日までに、更正の請求をすることにより雑損控除の特例の適用を受けることができます。「更正の請求書」を提出し、その内容が正当であったときは、その内容が税務署から通知されます。

(注1) 上記の計算書は国税庁ホームページに掲載しています。なお、税務署にも用意しています。

(注2) 確定申告書の記載方法は、「令和5分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」、「令和5分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（損失申告用）」及び「申告書第四表（損失申告用）付表（特定非常災害の被災者の方用）」をご覧ください。

9 雑損控除の特例を受けるための申告書の記載方法

問 雑損控除の特例の適用を受けるためには、その適用を受ける旨を申告書に記載することとされていますが、どのように記載すればよいですか。

(答)

雑損控除の特例の適用を受ける場合には、令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨の記載をしなければなりません。

具体的には、申告書第二表の「雑損控除」の「損害の原因」欄に「令和6年能登半島地震」と記載している、「損害年月日」欄に「6. 1. 1」と記載している又は「特例適用条文等」に「震災特例」と記載しているなど、令和5年分の雑損控除の対象とした損失額が能登半島震災により生じたことが明らかにされていれば、この特例の適用を受けようとする旨の記載があるものとして取り扱われます。

また、確定申告書に「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」が添付されていれば、この特例の適用を受けようとする旨の記載があったものとして取り扱われます。

【申告書第二表】

○ 雑損控除に関する事項 (26) 欄

○ 雑損控除に関する事項 (26)					
損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など			
令和6年能登半島地震	6 . 1 . 1	住宅、家財			
損害金額	20,000,000	円	保険金などで補填される額	6,000,000	円
			差引損失額のうち災害関連支出の金額		円

ください。○国民年金

○ 寄附金控除に関する事項 (28)

○ 特例適用条文等欄

特例適用 条文等	震災特例
-------------	------

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

【法令等】

能登税特法3、所法72

10 災害減免法の特例を受けるための申告書の記載方法

問 災害減免法の特例の適用を受けるためには、被害の状況、損害金額を受ける旨を申告書に記載することとされていますが、どのように記載すればよいですか。

(答)

申告書第一表の「災害減免額」欄に災害減免額を記載します。

また、災害減免法による税金の軽減免除を受ける場合には、「損失額の明細書」を確定申告書に添付することとされています。

能登税特法における災害減免法の特例の適用を受けるためには、この適用を受ける旨、被害の状況、損害金額を申告書等に記載することとされています。

この適用を受ける場合で、損害金額が住宅又は家財の価額が2分の1を超えるか否かを判断するため、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」や「雑損失の金額の計算書」を使用した場合には、それを確定申告書に添付することによりこれらの要件を満たすこととして取り扱われます。

【法令等】

能登税特法7、災免法2

11 被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等を受けるための手続

問 被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等を受けるための手続はどのようになりますか。

(答)

(1) 令和5年分の確定申告書を提出していない場合

令和5年分の確定申告書を提出していない場合には、令和5年分の確定申告書を提出します。この場合、被災事業用資産の損失が必要経費に算入された「青色申告決算書」又は「収支内訳書」を申告書と一緒に提出します。

また、令和5年分被災純損失金額を翌年以後繰り越す場合には、申告書第四表及び「令和5年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書（損失申告用）付表（特定非常災害の被災者の方用）」も併せて提出します。

(2) 令和5年分の確定申告書を既に提出している場合

申告期限内であれば、追加の手続なく改めて申告書の提出が可能です。また、申告期限後であっても、被災事業用資産の損失が必要経費に算入された「青色申告決算書」又は「収支内訳書」と「更正の請求書」を提出し、その内容が正当であったときは、その内容が税務署から通知されます。

また、令和5年分被災純損失金額を翌年以後繰り越す場合には、申告書第四表及び「令和5年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書（損失申告用）付表（特定非常災害の被災者の方用）」も併せて提出します。

(注1) その他確定申告書や青色申告決算書等は国税庁ホームページに掲載しています。なお、税務署にも用意しています。

(注2) 確定申告書等の記載方法は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（損失申告用）」、「申告書第四表（損失申告用）付表（特定非常災害の被災者の方用）」及び「令和5年分青色申告決算書の書き方」などをご覧ください。

12 被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等を受ける旨の記載方法

問 被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等の適用を受ける場合、その適用を受ける旨及びこれらの規定により必要経費に算入する金額を記載することとなっていますが、具体的にはどのように記載しますか。

(答)

被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等を受けようとする方は、令和5年分の青色申告決算書又は収支内訳書の「◎本年中の特殊事情」欄に、例えば、「棚卸資産震災損失額〇〇円」、「固定資産震災損失額〇〇円」などと記載することによって、この要件を満たすものとして取り扱われます。

【例：青色申告決算書3ページ（右下）】

◎本年中における特殊事情

棚卸資産震災損失額 ●●円

固定資産震災損失額 ●●円

【法令等】

能登税特法4、所法70

13 住宅借入金等特別控除の適用期間の特例・重複適用の特例の手続

問 住宅借入金等特別控除の適用期間の特例・重複適用の特例を受けるための手続はどのようになりますか。

(答)

1 適用期間の特例について

この特例の適用を受ける場合（2の重複適用の特例の適用も受ける場合は除きます。）は、通常の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けるための手続と同じです。

年末調整でこの控除を受けるための「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書兼証明書」（以下「控除申告書兼証明書」といいます。）が税務署から送付され、お手許にある場合は、引き続きその証明書又は申告書を使用できます。また、その控除申告書兼証明書が消失した場合には、税務署で再交付が受けられますので、最寄りの税務署にお尋ねください。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（以下「残高等証明書」といいます。）が消失した場合には、金融機関にその再交付を申請してください。

(注1) 金融機関から交付を受ける残高等証明書は、各年の12月31日現在の住宅借入金等の金額が記載されています。

(注2) ご契約している金融機関等（残高等証明書の発行主体）がマイナポータル連携に対応している場合には、マイナポータル連携を利用して、残高等証明書の情報を取得し、該当項目に自動入力することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ「[マイナポータル連携特設ページ（マイナンバーカードを活用した控除証明書等の自動入力）](#)」をご覧ください。

【参考】（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるための添付書類等

適用を受ける年分	確定申告書を提出する方	年末調整で控除を受ける方
適用を受ける最初の年分	以下の書類を申告書と一緒に提出します。 ○必要事項を記入した「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書」 ○残高等証明書、家屋の登記事項証明書、売買契約書などの書類	/
2年目以降の年分	以下の書類を申告書と一緒に提出します。 ○必要事項を記入した「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書」 ○残高等証明書	○控除申告書兼証明書 ○残高等証明書

2 重複適用の特例について

重複適用の特例の適用を受ける場合には、従前家屋及び新たに再取得等をした住宅用家屋について、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要な書類のほか、被災の事実等を明らかにする次の書類を添付した上で、確定申告書を提出する必要があります。

- ・ 従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- ・ 従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

重複適用を受ける場合の具体的な控除額の計算などご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

【法令等】

措法 41、41 の 2 の 2、41 の 3 の 2

14 納税証明書の手数料

問 能登半島震災の復旧資金の借入れに必要なため、納税証明書を請求したいのですが、交付手数料は必要ですか。

(答)

納税証明書の交付請求者が、①災害によりその所有する財産について相当な損失を受け、かつ、②復旧に必要な資金の借入れのために使用する証明書を請求する場合は、交付手数料の納付は必要ありません。

なお、上記の「財産について相当な損失を受けた」ことの確認に当たっては、「被災明細書」や市町村などが発行する「り災（被災）証明書」により行うこととしていますが、「被災明細書」や「り災（被災）証明書」の提出が困難な場合は、その状況を税務署が十分お聴きし、その状況を判断して納税証明書の交付を行うこととしています。

【法令等】

通法 123②、通令 42③

Ⅲ 参考編

別表1 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）【令和5年分用】

（単位：千円）

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注）	177	265	278	272
北海道	197	305	278	272
青森	188	265	278	272
岩手	193	265	278	272
宮城	177	265	302	272
秋田	183	265	312	272
山形	189	265	278	272
福島	182	265	307	272
茨城	177	265	278	272
栃木	177	265	278	272
群馬	177	265	278	272
埼玉	177	308	285	280
新潟	193	265	278	354
長野	192	265	300	272
千葉	177	309	278	274
東京都	177	327	341	321
神奈川	177	265	312	303
山梨	191	265	322	272
富山	190	265	332	272
石川	189	291	326	290
福井	187	385	368	276
岐阜	178	265	278	272
静岡	185	265	278	272
愛知	177	265	278	272
三重	186	265	278	274
滋賀	177	265	278	272
京都	180	389	278	293
大阪	177	265	278	272
兵庫	177	277	278	272
奈良	177	265	278	272
和歌山	177	265	278	272
鳥取	188	265	278	272
島根	187	265	278	272
岡山	190	291	278	272
広島	177	288	278	272
山口	185	265	278	272
徳島	195	265	278	272
香川	192	265	278	272
愛媛	184	265	278	272
高知	188	265	296	272
福岡	177	265	278	272
佐賀	177	265	278	272
長崎	181	265	278	272
熊本	184	265	278	272
大分	180	265	278	291
宮崎	179	265	278	272
鹿児島	183	265	278	272
沖縄	182	265	278	291

（注）該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

別表2 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
～ 29 歳	万円 500	万円 300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注1) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。

(注2) 配偶者と死別している場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人1名分(130万円)を差し引いて計算します。

別表3 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	(倒壊に準ずるものを含む)				
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm 以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm 未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
二階建以上		35 (20)	40 (25)		
床 下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

◎被災した住宅、家財等の損失額の計算書

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住 所 _____ 氏 名 _____

損害年月日	損害の原因		
住 宅 ・ 家 財 等 の 損 失 額 の 計 算			
住 宅 の 種 類	住宅・その他 ()	住宅・その他 ()	
住 宅 の 区 分	平屋・二階建・その他 ()	平屋・二階建・その他 ()	
住 宅 の 構 造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()	
住 宅 の 取 得 年 月	年 月	年 月	
住 宅 の 床 面 積	m ²	m ²	
被 害 の 区 分	全壊・流失・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下	全壊・流失・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下	
浸 水 時 間	24時間以上・24時間未満	24時間以上・24時間未満	
土 砂 (海 水) の 流 入	有 ・ 無	有 ・ 無	
1 住 宅 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円
	(2) (1) 以外の場合 1m ² 当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/m ² × _____m ² = _____円
	(①・②) × 0.9 × 償却率 (_____) × 経過年数 (_____ 年)	③	
	被災直前の時価相当額 ((①・②) - ③)	④	
	損害額 (④ × 被害割合 (_____%))	⑤	
	保険金などで補填される金額	⑥	
	差引損失額 (⑤ - ⑥)	⑦	
2 家 財 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧	円
	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 _____ 歳 : 夫婦・独身)	⑨	円
	(1)以外の 場合	⑩	大人 1,300,000円 × _____人 = _____円 子供 800,000円 × _____人 = _____円 計 _____円
	被災直前の時価相当額 (⑨ + ⑩)	⑪	円
	損害額 ((⑧・⑪) × 被害割合 (_____%))	⑫	
	保険金などで補填される金額	⑬	
差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭		
3 車 両 の 損 失 額	普通・軽の区分	普通・軽	普通・軽
	取 得 年 月	年 月	年 月
	車 両 の 取 得 価 額	⑮	円
	⑮ × 0.9 × 償却率 × 経過年数 (_____) (_____ 年)	⑯	
	被災直前の時価相当額 (⑮ - ⑯)	⑰	
	損害額 (⑰ × 被害割合 (_____%))	⑱	
保険金などで補填される金額	⑲		
差引損失額 (⑱ - ⑲)	⑳		
差引損失額の合計 (⑦ + ⑭ + ㉑)	㉑		

書 き 方

1 この計算書は、災害による被害を受けたことにより、雑損控除の適用を受けようとする方が、個々に損失額を計算することが困難な場合に、一定の算定方式により、損失額を計算するためのものです。

2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。

「損害年月日」欄： 災害の始まった日を記載してください。

「損害の原因」欄： 「〇〇地震」などと記入します。

「住宅の種類」欄： 該当するものを○で囲んでください。

「住宅の区分」、「住宅の構造」欄： 該当するものを○で囲んでください。

なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、()内に「〇階建て」又は「地下階あり」と記載してください。

「住宅の取得年月」欄： 住宅の取得年月を記載してください。

「住宅の床面積」欄： 住宅の総床面積を記載してください。

「被害の区分」欄： 該当する事項を○で囲んでください。

なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。

「浸水時間」欄： 浸水した時間で該当する事項を○で囲んでください。

「土砂(海水)の流入」欄： 土砂(海水)の流入の有無(床上・床下を問いません)について、該当するものを○で囲んでください。

「住宅・家財等の損失額の計算」欄

イ 「1 住宅の損失額」欄： 被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。

②欄の1㎡当たりの工事費用は、参考4を参照してください。

③欄の償却率は、参考1の構造の区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

④欄の計算に当たっては、参考1の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑤欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ロ 「2 家財の損失額」欄： 家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。

なお、(1)による場合は、別紙「被災した家財の個別明細書」により計算し、当該別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。

⑨欄の家族構成別家財評価額は、参考5を参照してください。

⑫欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ハ 「3 車両の損失額」欄： 被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに記載してください。

なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

⑬欄の償却率は、参考2の種類区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

⑰欄の計算に当たっては、参考3の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑱欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ニ 「保険金などで補填される金額」欄： 保険金や共済金、損害賠償金などの支払を受ける場合に、その支払を受ける金額がその対象となった被災した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときはその被災した資産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により配分したところにより、記載してください。

